

栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン 21（六期計画）」進捗状況 (平成 28 年度分) について

第 1 章 生きがいくりの推進

社会活動への参加促進

とちぎ生涯現役シニア応援センター（愛称「ぷらっと」）において、社会参加活動に関する相談や情報 提供等を行うとともに、各市町と連携を図りながら地域に密着した活動を行うシニアサポーターを養成・委嘱しました。

- ・とちぎ生涯現役シニア応援センター：利用者 967 名 [H27:1, 108 名]
- ・栃木県シニアサポーター：委嘱者 28 名 [H27:35 名]

就業機会の確保

高齢者の就労を支援するため、「とちぎ生涯現役シニア応援センター」及び「とちぎジョブモール」において、再就職に向けた相談やシニアセミナーを実施しました。

- ・とちぎ生涯現役シニア応援センター：相談 155 件 [H27:321 件]
- ・とちぎジョブモール：相談 320 件 [H27:376 件]
- ・シニアセミナー：参加者 129 名(12 回) [H27:144 名(12 回)]

学習機会の提供

シルバー大学校において、積極的に地域活動を実践する高齢者を養成するため、体系的な学習機会を提供しました。

- ・シルバー大学校：卒業者 505 名 [H27:519 名]

第 2 章 介護予防・日常生活支援の推進

健康づくりの推進

高血圧や糖尿病等の生活習慣病を予防するため、広域健康福祉センターや栄養士会において個別栄養相談や電話相談を実施し、食生活・栄養情報の提供を行いました。

- ・相談：1, 260件/年 [H27：583件/年]

ロコモティブシンドローム予防の推進を図るため、対象者(運動器に関する知識を有する方)向けの研修会の開催や資料の作成・配付等による普及啓発を行いました。

- ・ロコモティブシンドローム予防研修会 参加者数：64名

要介護高齢者の口腔機能の維持向上を図るため、特別養護老人ホームを訪問し、歯科検診や歯科相談などを実施しました。

- ・特別養護老人ホーム：25施設、参加者654名 [H27：28施設、参加者666名]

介護予防の推進

住民運営の通いの場等の介護予防の取組において、多職種と連携し、高齢者の自立支援に向けた助言等を行うことができるリハビリテーション専門職を育成するため、理学療法士、作業療法士及び言語聴

覚士を対象とした研修を実施しました。

- ・リハビリテーション専門職等研修会：参加者 125 名〔H27:97 名〕

生活支援対策の推進

生活支援サービスの提供体制の構築を促進するため、資源開発やネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス活動のマッチング等を行う生活支援コーディネーターの養成を行いました。

- ・生活支援コーディネーター養成研修：参加者 83 名(2 日間)〔H27:132 名(2 日間)〕

地域における支え合い体制づくりの促進

見守りネットワークの構築や高齢者の「通いの場」など、地域における支え合い体制づくりの取組を促進するため、市町向けに県内外の先進的な事例の紹介するセミナーを開催しました。

- ・地域支え合い体制づくりセミナー：参加者72名(1回)〔H27:126名(2回)〕

地域包括支援センターの機能強化

能力及び技術の向上、並びに関係機関との連携強化を図るため、認知症支援や地域ケア会議の展開手法等について、地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施しました。

- ・地域包括支援センター職員研修 初任者研修：参加者 41 名(1 回、2 日間)〔H27:58 名(1 回、2 日間)〕
現任者研修：参加者 70 名(2 回、各 2 日間)〔H27:2 回、各 2 日間)〕

第3章 介護サービスの充実・強化

介護サービスの基盤整備

六期計画に基づき、市町と調整を図りながら、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、認知症高齢者グループホームなどの計画的な整備を進めました。

施設・居住系サービスの基盤整備状況 (単位:床)

	六期計画全体 (H27-29) ①	H28		進捗率		備考 H29.6.30現在 整備数
		計画 ②	整備数 ③	H28計画 ③/②	六期計画 ③/①	
特別養護老人ホーム	1,367	824	607	73.7%	44.4%	1,172
介護老人保健施設	260	80	80	100.0%	30.8%	230
認知症高齢者グループホーム	306	234	153	65.4%	50.0%	171

	六期計画全体 (H27-29) ①	H28	進捗率	備考 H29.6.30現在 整備数
		整備数 ②	六期計画 ②/①	
混合型特定施設	540	290	53.7%	290

介護サービスの適正な運営

多職種が連携したケアマネジメントの促進を図るため、介護支援専門員を対象に医療的知識や医療職との連携に関する研修会を実施しました。

- ・介護支援専門員医療的知識習得研修：修了者 298 名(3 地区)〔H27:109 名(1 地区)〕

第4章 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療サービスの基盤整備

訪問看護事業所の機能強化を図るため、相談支援や専門家によるコンサルテーション等を通じた経営サポートを実施するとともに、管理者等の経営管理能力の向上を目的とした研修会の開催に対する助成を行いました。

- ・経営サポート：電話相談 113 件〔H27:158 件〕
 面接相談 1 件〔H27:12 件〕
 経営コンサルテーション 8 件〔H27:8 件〕
- ・管理者研修会：参加者 159 名（3 回）〔H27:97 名（2 回）〕

在宅医療・介護の連携体制構築の推進

地域の医療介護関係機関相互の連携を充実・強化を図るため、各広域健康福祉センターに設置した在宅医療推進支援センターにおいて、圏域連絡会議や関係者向け研修会等を実施しました。

- ・圏域連絡会議 ：6 回〔H27:7 回〕
- ・関係者向け研修会：15 回〔H27:13 回〕

医療と介護の両方を必要とする高齢者等に対して医療・介護が連携し効果的なサービスが提供される体制の構築を図るため、在宅医療連携拠点の整備に対して助成を行いました。

- ・在宅医療連携拠点整備数：12 拠点（23 市町）〔H27:4 拠点（6 市町）〕

第5章 認知症施策の推進

認知症に関する理解の促進と家族への支援

認知症に関する正しい理解の促進を図るため、「認知症を知り地域をつくる」キャンペーンの一環である「認知症サポーターキャラバン」の活動に取り組みました。

- ・認知症サポーター ：養成者 22,634 名〔H27:23,911 名〕〔累計 151,526〕
- ・キャラバン・メイト：養成者 170 名〔H27:130 名〕〔累計 1,892 名〕

医療・介護の連携による適切な対応

市町における認知症ケアパスの作成・普及を支援するため、作成の検討会や利用者への研修会、住民向け講演会などに対する助成を行いました。

- ・検討会 ：1 郡市医師会
- ・研修会・講演会：6 郡市医師会〔H27:1 郡市医師会〕

認知症医療連携体制の構築を図るため、認知症疾患医療センターにおいて専門相談や鑑別診断等の実施や、地域医療や介護関係者等への研修会等を開催しました。

- ・認知症疾患医療センター：7 カ所〔H27:6 カ所〕
 獨協医科大学病院、烏山台病院、足利富士見台病院、上都賀総合病院、
 皆藤病院、足利赤十字病院、芳賀赤十字病院
 （H29.4～自治医科大学付属病院、済生会宇都宮病院）

地域における認知症の方への支援体制の充実を図るため、認知症サポート医を養成しました。

- ・認知症サポート医養成研修 : 修了者 34 名 [H27:25 名] [累計 98]
- ・認知症サポート医フォローアップ研修 : 参加者 86 名 [H27:41 名] [累計 127 名]

認知症の早期発見・早期対応を促進するため、市町に配置される認知症初期集中支援チーム員や認知症地域支援推進員の養成研修を実施しました。

- ・認知症初期集中支援チーム員研修 : 修了者 24 名 [H27: 9 名] [累計 33 名]
- ・認知症地域支援推進員養成研修 : 修了者 18 名 [H27:18 名] [累計 36 名]

認知症対応力の向上

主治医（かかりつけ医）の認知症対応力の向上を推進するため、認知症サポート医を講師とし、郡市医師会において、認知症診断の知識等について学ぶ「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施しました。

- ・かかりつけ医認知症対応力向上研修 : 修了者 55 名 [H27:59 名]

多職種連携による認知症高齢者のケアや、退院支援に関する地域との連携強化を図るため、県内の病院において、医療従事者（医師・看護師等）を対象とした「認知症対応力向上研修」を実施しました。

病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 : 修了者 568 名 [H27:441 名]

	六期計画全体 (H27-29) ①	H27～28		進捗率		備考
		目標 ②	養成者・ 修了者数 ③	H28目標 ③/②	六期目標 ③/①	
認知症サポーター	45,000	30,000	46,545	155.2%	103.4%	
認知症サポート医	34	21	58	276.2%	170.6%	
かかりつけ医 認知症対応力向上研修	480	320	114	35.6%	23.8%	
病院勤務の医療従事者向け 認知症対応力向上研修	900	600	1,009	168.2%	112.1%	
認知症介護実践者研修	810	540	659	122.0%	81.4%	
認知症介護実践リーダー研修	180	120	63	52.5%	35.0%	
認知症介護指導者養成研修	6	4	2	50.0%	33.3%	

第6章 人材の育成・確保

介護職

介護職への就労を支援するため、福祉人材・研修センターにおいてキャリア支援専門員によるハローワーク等での出張相談やエリア別就職フェア、就職面談会を実施しました。

- ・ハローワークへの出張相談 : 相談件数 330 件 [H27:323 件]
- ・エリア別就職フェア(就職面談会) : 来場者 257 名、参加事業所 187 ヶ所、採用数 49 名(7 回)
[H27:来場者 242 名、参加事業所 299 ヶ所、採用数 29 名(13 回)]

介護施設・事業所に入職した新人介護職員を対象に「介護職員合同入職式」を開催し、知事からの激励のメッセージを送るとともに先輩職員との交流の場をもつことにより、介護職員のモチベーションアップと定着率の向上を図りました。

- ・介護職員合同入職式：参加者 156 名〔H27:180 名〕

介護支援専門員

多職種が連携したケアマネジメントの促進を図るため、現任の介護支援専門員を対象に医療的知識や医療職との連携に関する研修会を実施しました。

- 介護支援専門員医療的知識習得研修：修了者298名（3地区）〔H27:109名（1地区）〕（再掲）

生活支援の担い手

生活支援サービスの提供体制の構築を促進するため、資源開発やネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス活動のマッチング等を行う生活支援コーディネーターの養成を行いました。

- ・生活支援コーディネーター養成研修：参加者 83 名(2 日間)〔H27:132 名(2 日間)〕（再掲）

医療と介護の連携推進のための人材

市町の在宅医療担当者を対象に、在宅医療・介護連携推進に関する研修会を開催し、県内市町の好事例紹介、情報交換等を行いました。

- ・在宅医療市町担当者研修会：参加者 37 名〔H27:45 名〕

第7章 安全・安心な暮らしの確保

高齢者虐待防止対策の推進

市町及び地域包括支援センターの職員を対象として、（一社）栃木県社会福祉士会との共催により、高齢者虐待対応力向上研修を実施しました。

- ・高齢者虐待対応初級研修：参加者 36 名〔H27:39 名〕
- ・高齢者虐待対応フォローアップ研修：参加者 45 名〔H27:38 名〕

第8章 県民の理解・協力の推進

県民の理解・協力の推進

地域包括ケアシステム構築の必要性や高齢者福祉の現状・制度等に関する県民の理解・協力を促進するため、介護事業者や自治会による県民を対象とした講演会及び学習会の開催に対して助成を行いました。

- ・講演会等開催：6 回（計 1,211 名参加）〔H27: 3 回（計 236 名参加）〕

栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン 21（六期計画）」実績〔平成 28 年度〕

第1章 生きがいつくりの推進	
1 施策の方向	1 社会活動への参加促進 ・ 「とちぎ生涯現役シニア応援センター」（愛称「ぷらっと」）において、社会貢献活動から就労まで、多岐にわたる高齢者の社会参加ニーズにワンストップで対応し、相談や情報提供等を行うとともに、関係機関・団体等で構成する「栃木県生涯現役応援会議」等を通じ、全県を挙げて高齢者の社会参加を推進します。 ・ 高齢者が培ってきた知識や経験を次世代に伝えるため、高齢者が有する技能等の発表と伝承の場づくりを進めます。 ・ 生きがいつくり、健康づくり、仲間づくり、地域づくりを基本理念として社会活動を行っている老人クラブの活動を支援するとともに、老人クラブの組織強化を図るため、（一財）栃木県老人クラブ連合会（愛称「栃木いきいきクラブ」）の活動を支援します。 ・ 高齢者の文化・スポーツ等を通し、世代間の交流や生きがい、健康づくりを促進するため、「ねんりんピックとちぎ」を毎年度開催するとともに、「全国健康福祉祭」に本県選手団を派遣します。 2 就業機会の確保 ・ 「とちぎ生涯現役シニア応援センター」（愛称「ぷらっと」）及び「とちぎジョブモール」において、キャリアカウンセラーによる就業相談や再就職に向けたセミナー等により、就業意欲のある高齢者等の就労を支援します。 ・ 栃木労働局等と連携し、年齢に関わりなく働くことができる企業の普及に向けた支援や高年齢者の雇用問題について、理解と協力の呼びかけを進めます。 ・ 地域社会の福祉の向上や活性化に貢献している市町のシルバー人材センターに対し、新たな就業分野の開拓、会員の技能向上を目的とした講習会の開催などを通じて助言や指導を行う（公財）栃木県シルバー人材センター連合会の活動を支援します。 ・ 栃木労働局が実施する「シニアワークプログラム地域事業」への参画等を通じ、企業等への雇用による就業を希望する高齢者を支援します。 3 学習機会の提供 ・ 「とちぎ県民カレッジ」において、高齢者のニーズを捉えた主催事業を実施することにより、高齢者の「生きがいつくり」や「仲間づくり」につながる質の高い学習機会の提供を推進します。 ・ 「学習情報センター」及び「生涯学習ボランティアセンター」と「とちぎ生涯現役シニア応援センター（愛称『ぷらっと』）」等との連携を推進し、学習活動や生涯学習ボランティアに関する相談の効果的な実施を図ります。 ・ 地域活動を実践する高齢者を養成する「シルバー大学校」において、体系的な学習機会を提供するとともに、在校生及び卒業生が、ボランティア活動等を行えるよう、市町や老人クラブ等の団体・組織と連携した取組を支援します。 ・ 「シルバー大学校」において、公開講座を充実させるとともに、地域活動事例等をインターネットを通じて紹介するなど、その情報発信機能の強化を図ります。

	国民の間に高齢者の福祉への関心と理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を促すことを目的に設けられた、9月15日から21日までの老人週間において、65歳以上の高齢者に対し、県立文化施設等を無料開放します。
2 実施状況	1 社会活動への参加促進 「とちぎ生涯現役シニア応援センター」において、社会参加活動に関する相談や情報提供等を行いました。また、関係機関・団体等で構成する「栃木県生涯現役応援会議」や「生涯現役応援フォーラム」を開催するとともに、各市町と連携を図りながら地域に密着した活動を行う「シニアサポーター」を養成・委嘱しました。 - とちぎ生涯現役シニア応援センター：利用者 967 名 - 栃木県生涯現役応援会議：1 回 - 生涯現役応援フォーラム：1 回（参加者 約 250 名） - 栃木県シニアサポーター委嘱：28 名（累計 63 名） - 次世代等に対し地域文化を伝承することを目的として設立する、生きがい推進員を核とした地域の高齢者グループ「地域文化伝承団」が開催する文化伝承講座等に要する経費を助成しました。 - 助成数：8 団体 - 栃木県老人クラブ連合会や市町を通じ、個々の老人クラブが実施する加入促進や地域支え合い、健康づくりなどの各種活動に要する経費を助成しました。 - 老人クラブ：クラブ数 1,661、会員 68,486 名 - 老人クラブ助成事業 ①単位老人クラブ 24,482 千円 ②市町老人クラブ連合会 9,414 千円 - 栃木県老人クラブ連合会活動推進事業 8,459 千円 - 栃木県老人クラブ連合会助成事業 400 千円 「ねんりんピックとちぎ 2016」を開催するとともに、「第 29 回全国健康福祉祭ながさき大会」に本県選手団を派遣しました。 - ねんりんピックとちぎ 2016 参加者 2,794 名 (役員・審判等含む 3,280 名) - 第 29 回全国健康福祉祭ながさき大会 派遣選手 149 名 2 就業機会の確保 - 高年齢者の就労を支援するため、「とちぎ生涯現役シニア応援センター」及び「とちぎジョブモール」において、再就職に向けた相談やシニアセミナーを実施しました。 - 相談件数 - とちぎ生涯現役シニア応援センター 155 件 - とちぎジョブモール 320 件 - シニアセミナー 119 名（12 回開催）

- ・ 栃木労働局が開催する高年齢者就労促進連絡会議（年2回開催）において、関係機関に対して、高年齢者の雇用問題について、理解と協力を呼びかけました。

60歳以上の常用労働者数（平成28年6月1日現在 栃木労働局調べ）

31人以上規模企業 30,643名

51人以上規模企業 26,816名

継続雇用制度の内訳（平成28年6月1日現在 栃木労働局調べ）

	希望者全員65歳以上の継続雇用制度	基準該当者65歳以上の継続雇用制度
全企業	72.1%	27.9%
301人以上の企業	48.6%	51.4%
31人～300人の企業	74.5%	25.5%

- ・ （公財）栃木県シルバー人材センター連合会が行う市町のシルバー人材センターに対する新規就業分野開拓に関する指導事業（各種事業に関する実施方法書作成等）や会員の技能向上研修会の開催事業（安全・適正就業推進員等担当者研修会開催等）に対して助成しました。

シルバー人材センター：25箇所

会員10,006名

就業延人員1,009,177名

契約金額5,076,716千円

シルバー人材センター連合事業費補助金：8,900千円

- ・ 栃木労働局が開催する栃木県シルバー人材センター事業推進連絡会議に参画し、栃木県シルバー人材センター連合会が受託する「シニアワークプログラム地域事業」の円滑な実施を支援しました。

3 学習機会の提供

- ・ とちぎ県民カレッジにおいて、主催事業を実施し、質の高い学習機会を提供しました。

とちぎ県民カレッジ：講座数1,521講座、実施機関数147機関、受講者数94,658名

生涯学習ボランティア登録数：個人695名、団体323団体

- ・ シルバー大学校において、積極的に地域活動を実践する高齢者を養成するため、体系的な学習機会を提供しました。

シルバー大学校：卒業者505名

- ・ 在校生と市町職員との関係を構築する機会を設け、また、卒業者と老人クラブとの意見交換会開催の協力を行うなど、多様な地域活動への参加を促進しました。

- ・ 生きがい推進員の活動事例をホームページにおいて紹介しました。

主な地域活動事例

環境美化活動、高齢者見守り活動、子育て支援、傾聴ボランティア等

- ・ シルバー大学校において、県民の日協賛行事として、一般科目の講座を県民に公開しました。

公開講座：6講座、参加者：121名

- ・ 9月15日から21日までの老人週間において、65歳以上の高齢者に対し、県立文化施設等8施設を無料開放しました。

期間中の総入館者数 14,913名

うち、免除者数（65歳以上） 1,449名（免除率9.8%）

3 今後の取組方向	1 社会活動への参加促進 ・ とちぎ生涯現役シニア応援センターにおいて、社会貢献活動から就労まで、多岐にわたる高齢者の社会参加ニーズにワンストップで対応し、相談や情報提供等を行うとともに、「栃木県生涯現役応援会議」、「生涯現役応援フォーラム」の開催や「栃木県シニアサポーター」の活用等によりにより全県を挙げて高齢者の社会参加を推進します。 ・ 引き続き、次世代等に対し地域文化を伝承する高齢者グループ「地域文化伝承団」の養成を図ります。 ・ 引き続き、老人クラブ及び（一財）栃木県老人クラブ連合会（愛称「栃木いきいきクラブ」）の活動を支援することにより、老人クラブの組織強化及び高齢者の社会参加の促進を図ります。 ・ 「ねんりんピックとちぎ」を毎年度開催するとともに、「全国健康福祉祭」に本県選手団を派遣することにより、高齢者の文化・スポーツ活動等を通じた、世代間の交流や生きがい、健康づくりを促進します。 2 就業機会の確保 ・ 引き続き、シルバー人材センター連合会の活動を支援することにより、高齢者への多様な就業機会の提供を通じた、生きがいと健康づくりの実現や社会参加の促進を図ります。 3 学習機会の提供 ・ とちぎ県民カレッジ 連携機関数の減少に伴い、登録講座が減少しています。今後は県民の学習ニーズを把握しながら、新たな講座の開設を呼びかけ、学習機会の充実を促します。 ・ 生涯学習ボランティアセンター 研修等の機会を使ってボランティア登録の呼びかけ、各関係機関との連携の強化等を通して、今後も継続して登録者の増加を目指します。 ・ 今後とも、栃木労働局等と連携して、企業に対する普及啓発や、高年齢者の雇用問題について理解と協力を呼びかけていきます。 ・ シルバー大学校のカリキュラムについては、時宜に適したものとなるよう充実を図り、地域社会において期待される役割を担う高齢者を養成するため、体系的な学習機会を提供します。 ・ また、在校生及び卒業生と市町や老人クラブなど団体・組織との連携を図る取組を支援し、より地域に根差した活動を推進します。 ・ 引き続き、シルバー大学校について、県民に理解と関心を深めてもらうため、公開講座を実施します。 ・ 在校生及び卒業生が取り組んでいる地域活動の情報を発信するため、活動事例等をホームページ等で紹介します。 ・ 引き続き、老人週間における県立文化施設等の無料開放を実施し、高齢者の学習機会の提供に努めます。
------------------	---

第2章 介護予防・日常生活支援の推進	
1 施策の方向	1 健康づくりの推進 (1) 生活習慣の改善の促進 ・ 県民の平均寿命と健康寿命を延ばし、生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるよう、市町や関係団体等との幅広い連携により健康長寿とちぎづくり県民運動を推進し、県民が健康づくりに取り組みやすい環境の整備を進めます。 ・ 高齢者が自らの健康状態に応じた食事ができるよう、食生活改善推進員等との連携による食生活指導の充実や、ヘルシーグルメ推進店の普及等により環境づくりに取り組みます。また、喫煙の健康影響について啓発するとともに、受動喫煙防止に向けた環境づくりを進めます。 ・ 「歩く」ことに代表される日常生活での身体活動の重要性やロコモティブシンドロームの予防について啓発するとともに、ウォーキングコース「とちぎ健康づくりロード」の選定などを通じて、運動習慣の定着に努めます。また、市町や関係団体等と連携し、高齢者の外出を促すようなスポーツやボランティア活動などを促進します。 ・ 歯や口腔の健康が全身の健康の保持増進や生活の質の維持向上に重要であることから、関係団体等と連携し、咬む、飲み込むなどの機能を維持するため、医療従事者向けの研修を実施します。また、歯と口腔の疾病や嚥下性肺炎を予防するため、歯磨きや義歯の手入れなど口腔ケアの普及を図ります。 (2) 疾病の早期発見と適切な管理 ・ 県民が日々の健康を適切に管理し、また、疾病の早期発見や早期治療につなげられるよう、かかりつけ医を持つことや、がん検診、特定健康診査等を定期的に受診することの重要性について、啓発に努めます。 ・ 高齢者は症状が出にくいなどの特徴があるため、周囲の人が高齢者の健康状態に気を配り、異常に気付いた際には早めに受診を促すとともに、治療を継続する重要性について、市町や関係団体等と連携して啓発に取り組みます。 ・ 県民が病状に応じた適切な医療を受けられるよう、かかりつけ医を中心とした医療・介護・福祉の連携体制の構築を推進します。 (3) 高齢者のこころの健康 ・ 自分や周りの人の病気の予防と早期対応に努めるため、ストレスや精神疾患など、こころの健康に関する知識の普及啓発に取り組みます。 ・ 健康福祉センターや精神保健福祉センターにおける、こころの健康に関する相談体制の充実を図ります。 ・ かかりつけ医や介護サービス従事者等を対象に研修を実施し、自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応のとれる人材（ゲートキーパー）を養成します。 2 介護予防の推進 (1) 介護予防事業の推進 ・ 市町において、介護予防事業が新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」に円滑に移行し、地域の実態に応じた多様な主体の参加による適切な運営が行われるよう、市町や事業者への情報提供、県民への周知に努めます。

- ・パンフレットの配布や県ホームページ等により、引き続き介護予防の重要性に関する普及・啓発を進め、高齢者が自ら進んで介護予防に取り組む気運の醸成を図ります。
- ・心身機能の改善を目的とした運動器や口腔などの機能向上プログラムの更なる普及を図るとともに、「地域づくりによる介護予防推進支援事業」を活用し、高齢者自身が積極的に参加・運営する通いの場などの充実を図るための取組が広がるよう、市町や高齢者に対する周知に努めます。
- ・通所、訪問、住民運営の通いの場や、地域ケア会議等におけるリハビリテーション専門職等の活用を促進し、地域における高齢者の自立支援に向けた介護予防の取組を支援します。
- ・市町は、高齢者の心身の状況の的確な把握に努め、それに応じた介護予防ケアマネジメントを的確に実施し、主治医や民生委員、ボランティア、NPO等と連携して、効果的な介護予防事業の実施を推進します。また、高齢者が気軽に介護予防事業に参加できるよう、身近な介護予防拠点の整備、公民館等での介護予防教室の開催、コミュニティバス等の交通手段の確保などに取り組みます。

(2) 予防給付サービスの確保

- ・介護予防のマネジメントを行う地域包括支援センターにおいて、介護予防の重要性や適切なサービスの利用に関する普及・啓発を行います。
- ・介護サービス事業者に対し、高齢者のニーズに応じた効果的かつ適切な介護予防サービスを提供できるよう、情報提供及び必要に応じた助言・指導に努めます。
- ・予防給付を実効あるものとするため、市町や地域包括支援センター等の職員に対する研修等を実施し、地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントの適切な実施を図ります。

3 生活支援対策の推進

(1) 生活支援サービスの充実

- ・高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯に対する配食サービスの提供、緊急通報装置の貸与、通院や買い物の足となるコミュニティバスの運行などの公的福祉サービスを、市町が地域の実情に応じて提供できるよう、その取組を支援します。
- ・元気な高齢者による要介護者等への支援ボランティアを奨励する「介護支援ボランティア制度」は、高齢者自身の介護予防につながる効果があることから、こうした取組が、県内全ての市町へ広がるよう、情報提供や普及啓発に努めます。
- ・市町における見守り・安否確認、家事支援等のインフォーマルな生活支援サービスの提供体制整備を支援するとともに、生活支援サービスの担い手となるボランティア、NPO、民間企業等の地域資源の発掘・育成のための取組を支援します。

(2) 生活支援コーディネート機能の充実

- ・市町が主体となつて行う、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発を推進するため、生活支援・介護予防サービスの提供主体等で構成するネットワークの構築を支援します。
- ・ボランティア、NPO等の地域における支え合い活動や生活支援サービスの担い手等を対象に研修を実施し、高齢者支援のニーズと生活支援サービス提供主体の活動のマッチングや生活支援サービスの開発等を行う生活支援コーディネーターを養成します。

	4 地域における支え合い体制づくりの促進 ・ 県内外の先進的な事例の紹介等を通じ、見守りネットワークの構築や介護支援ボランティア制度の導入、公民館や空き店舗等を活用した高齢者の「通いの場」などの地域における支え合い体制づくりの取組を促進します。 ・ 生活関連事業者等の協力を得て、地域全体で孤立死を未然に防止し、必要に応じて、以後の見守りや各種福祉サービスの利用等に向けた相談支援につなげていく「栃木県孤立死防止見守り事業（とちまる見守りネット）」の取組を充実させるとともに、各地域における高齢者等の見守り体制整備を支援します。 ・ 学校教育において、共に生きることの大切さや社会福祉についての理解と関心を高める福祉教育を推進し、生涯にわたり主体的・実践的に社会に関わる意欲や態度の醸成を図ります。 5 地域包括支援センターの機能強化 ・ 地域包括支援センターの役割等について広く県民に周知するほか、事業内容や運営状況に関する情報の公表を促進するとともに、住民から頼られる存在として地域に定着するよう、職員研修を実施し、機能強化を図ります。 ・ 地域ケア会議において、個別事例の検討を通じ、多職種協働によるケアマネジメント支援や地域のネットワーク構築、さらには地域課題の把握や新たな資源開発、市町における政策形成へとつなげることができるよう専門家派遣等の支援を行います。
2 実施状況	1 健康づくりの推進 (1) 生活習慣の改善の促進 ・ 県民の健康長寿とちぎづくりに関する気運を高めるため、「とちぎ健康フェスタ 2016」を開催しました。 平成 28 年 10 月 29 日(土) 参加者：約 1,800 名 ・ 県民運動を効果的に推進するため、本県の健康課題を踏まえた 2 つの重点プロジェクトを設定し、参加団体の拡充と一層の活動の活性化を図りました。 栃木県脳卒中啓発プロジェクト 137 団体 (H29.3 末現在) 身体を動かそうプロジェクト 217 団体 (H29.3 末現在) ・ 県民が健康づくりを実践できる社会環境の整備を進めるため、健康づくりを応援する企業・店舗を登録・公表する制度を創設しました。(H29.3 末現在) とちぎのヘルシーグルメ推進店 25 店 とちぎ禁煙・分煙推進店 225 店 健康長寿とちぎ応援企業 14 企業 ・ 日々の健康づくりに役立つ様々な情報の提供を行う「健康長寿とちぎ WEB」を開設 (H28.2 月) し、様々な団体等が自ら情報発信できるコンテンツの利活用を図るとともに、必要な情報について随時更新した。 ・ 高血圧や糖尿病等の生活習慣病を予防するため、広域健康福祉センターや栄養士会において個別栄養相談や電話相談を実施し、食生活・栄養情報の提供を行いました。(1,260 件/年) ・ 食生活指導の充実を図るため、栄養士や食生活改善推進員を対象に研修等開催しました。(53 回、620 名) ・ 食生活改善推進員が地域で高齢者への低栄養やロコモティブシンドローム予防等の普及啓発を行うため、講習会等を開催しました。(1,039 回、67,010 名) ・ 喫煙の健康影響について啓発するため、世界禁煙デーや禁煙週間等に各地域に

においてキャンペーンを実施するとともに、地域の事業者、学校をはじめ様々な団体等と連携し、講話やハイチェッカー体験、啓発資材の配布等を行いました。

- ・ ウォーキングを通して健康づくりに対する県民の関心を高めるため、「とちぎ健康づくりロード」を選定し、専用のホームページに掲載しました。

「とちぎ健康づくりロード」コース数：153 コース（H29.3 末現在）

- ・ ロコモティブシンドローム予防の推進を図るため、運動器に関する知識を有する方向けの研修会の開催や資料の作成・配付等による普及啓発を行いました。

ロコモティブシンドローム予防研修会 参加者数：64 名

- ・ 要介護高齢者の口腔機能の維持向上を図るため、特別養護老人ホームを訪問し歯科検診や歯科相談などを実施しました。

特別養護老人ホーム：25 施設、参加者 654 名

- ・ 要介護高齢者・障害者の口腔機能の維持向上を図るため、摂食嚥下指導講習会を開催しました。

2 回、59 名

(2) 疾病の早期発見と適切な管理

- ・ がん検診の受診率向上させるため、地域の企業や学校をはじめ様々な団体等と連携し、リーフレットの配布やマスコミ等の広報を活用した PR を行いました。

- ・ 10 月に受診率 50%達成に向けた集中キャンペーンを実施し、市町をはじめ関係機関の取組をホームページで紹介するとともに、啓発資材の提供を行いました。

がん検診受診率：胃がん 42.5%、肺がん 47.7%、大腸がん 41.6%、子宮頸がん 43.8%、乳がん 45.7%（平成 25 年度国民生活基礎調査）

- ・ 特定健康診査・特定保健指導受診率の向上のため、保健指導従事者の人材育成を行うとともに、市町村等の各保険者の取組を支援しました。

特定健診・特定保健指導従事者研修会 4 回 365 名

特定保健指導評価分析研修 1 回 60 名

特定健康診査実施率 栃木県 46.5%、全国 48.6%

（平成 26 年度厚生労働省特定健康診査・特定保健指導の実施状況）

- ・ 糖尿病の重症化を予防するため、栃木県医師会や栃木県保険者協議会と連携し「栃木県糖尿病重症化予防プログラム」を策定しました。

- ・ 生活習慣病における医療連携の構築及び定着を図るため、広域健康福祉センターごとに検討会議や療養支援に関する会議や研修会等を開催しました。

会議（18 回、220 名参加）

研修会（9 回、647 名参加）

ワーキンググループ（8 回、263 名参加）

- ・ 生活習慣病に携わる医療従事者が資質向上や医療連携強化を図るため、研修会を開催しました。

脳卒中・急性心筋梗塞（5 回、176 名参加）、糖尿病（7 回、395 名参加）

- ・ 熱中症を予防するため、リーフレット（環境省作成）や県のホームページ・広報などを利用して、啓発や呼びかけを実施しました。

平成 28 年 死因の状況

悪性新生物 27.3%、心疾患 16.0%、脳血管疾患 10.3%、肺炎 8.7%、
老衰 7.7%、不慮の事故 2.4%、腎不全 1.9%、その他 25.7%

主要死因死亡率（人口 10 万対）の年次推移

H26：悪性新生物 292.4、心疾患 173.1、脳血管疾患 112.4、肺炎 101.3

H27：悪性新生物282.7、心疾患173.9、脳血管疾患115.1、肺炎 98.5
H28：悪性新生物301.3、心疾患177.4、脳血管疾患113.9、肺炎 96.2

(3) 高齢者のこころの健康

- ・ 普及啓発事業として、精神保健福祉センターにおいては、7月に毎年開催しているこころの健康フェスティバルを開催し、高齢者のこころの健康を含め広くメンタルヘルスを考える機会としました。
- ・ 各関係機関からの講演・講話の依頼に協力するとともに、スキルアップデイケアのパンフレットを作成するなどし、県民の精神保健福祉に関する知識の向上を図るための啓発を行いました。
- ・ 自殺対策事業として、国の要領に基づき、対面型相談支援事業を始めとする6つのメニューに沿った事業を実施し、電話相談のフリーダイヤル化、人材養成のための研修派遣及び研修実施、自殺対策講演会・CM放送等の普及啓発活動等を行いました。
- ・ 保健所及びその支所における老人精神保健福祉相談指導要領に基づき、高齢の精神障害者等に対し相談指導事業を実施しました。

老人精神保健相談件数	522 件
老人精神保健訪問件数	150 件
- ・ 自殺の危険を示すサインに気づき、初期治療の役割が期待できるかかりつけ医や産業医等を対象に、ゲートキーパー養成研修を実施しました。
受講実人数:50 名(累計受講者数 1,385 名)

2 介護予防の推進

(1) 介護予防事業の推進

- ・ 介護の日などでのパンフレット配布や県ホームページ、県政出前講座により、介護予防の重要性と各市町での取組状況の周知に努めると共に、各個人の介護予防の取組推進、市町での取組の紹介など、介護予防取組について周知を行いました。
- ・ 住民主体による、地域づくりによる介護予防の取組を希望する市町（小山市・日光市・下野市・佐野市）に対して、関係者や住民向けの説明会で説明を行うなど、住民主体による介護予防の周知と取組支援に努めました。
- ・ 住民運営の通いの場等の介護予防の取組において、多職種と連携し、高齢者の自立支援に向けた助言等を行うことができるリハビリテーション専門職を育成するため、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を対象とした研修を実施しました。

リハビリテーション専門職等研修会 参加者 125 名

(2) 予防給付サービスの確保

- ・ 高齢者のニーズに応じた効果的かつ適切な介護予防サービスが提供されるよう、介護サービス事業者に対し、情報提供や必要に応じた助言・指導を実施しました。
- ・ 平成29年3月に介護サービス事業所への集団指導を行いました。
集団指導：参加者 約2,200人(2日間)
- ・ 介護予防ケアマネジメントの適切な実施を図るため、地域包括支援センター職員に対する研修等を実施しました。
初任者研修：参加者 41 名（1回、2日間）

現任者研修：参加者 70 名（2 回、各 2 日間）

3 生活支援対策の推進

(1) 生活支援サービスの充実

- ・ 高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯に対する配食サービスの提供、緊急通報装置の貸与、通院や買い物の足となるコミュニティバスの運行などの公的福祉サービス、介護ボランティア制度について、市町向けに県内の取組事例に関する情報提供を行いました。
- ・ 市町における見守り・安否確認、家事支援等のインフォーマルな生活支援サービスの提供体制整備や、生活支援サービスの担い手となるボランティア、NPO、民間企業等の地域資源の発掘・育成のための取組を支援するために、市町向けに県内の取組事例に関する情報提供を行いました。

(2) 生活支援コーディネーター機能の充実

- ・ 市町に配置される生活支援コーディネーター予定者を対象に、高齢者支援のニーズと生活支援サービス提供主体の活動のマッチングや生活支援サービスの開発等を学ぶための養成研修を行いました。
生活支援コーディネーター養成研修 参加者83名（2日間）
- ・ 市町における協議体やコーディネーター業務が円滑に機能するため、アドバイザーを派遣し生活支援コーディネーターへの助言等を行うことで資質の向上を図りました。
アドバイザー派遣 1 町（2 回）

4 地域における支え合い体制づくりの促進

- ・ 見守りネットワークの構築や介護支援ボランティア制度の導入、公民館や空き店舗等を活用した高齢者の「通いの場」などの地域における支え合い体制づくりの取組を促進するため、市町向けに県内外の先進的な事例の紹介するセミナーを開催しました。
地域支え合い体制づくりセミナー 参加者73名（1 日間）
- ・ 民間事業者と見守り活動に関する協定を締結しました。
日本生命保険相互会社宇都宮支社(H28. 6. 8)
あいおいニッセイ同和損害保険(株) 栃木支店(H28. 8. 8)
損害保険ジャパン日本興亜(株) 栃木支店(H28. 10. 31)
- ・ 栃木県孤立死防止見守り事業に関する様々な情報を関係機関同士で共有しあい、県内市町の担当者と見守り協定事業者間における顔の見える体制を構築し、円滑な事業の実施を図るため、連絡協議会を開催しました。
参加者：33 名（協定締結機関等 11 名、市町 18 名、県 4 名）

5 地域包括支援センターの機能強化

- ・ 県民への周知及び情報の公表を推進するため、県ホームページに、地域包括支援センターの役割、事業内容及び県内の地域包括支援センター一覧を掲載しました。
地域包括支援センター：計 93 箇所
- ・ 職員の能力及び技術の向上、並びに関係機関との連携強化を図るため、認知症支援や地域ケア会議の展開手法等について、地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施しました。

	地域包括支援センター職員研修 初任者研修：参加 41 名（1 回、2 日間） 現任者研修：参加 70 名（2 回、各 2 日間） 地域包括支援センター職員を対象として、医療的知識の向上を図るための研修や医師との意見交換会を実施しました。 地域包括支援センター職員医療的知識向上研修 参加者 62 名（1 日）
3 今後の取組方向	1 健康づくりの推進 (1) 生活習慣の改善の促進 - とちぎ健康フェスタの開催をはじめとした健康長寿とちぎづくり推進月間（10 月）における県内の健康づくり活動の活性化により、引き続き県民運動を推進していきます。 - 研修会や情報交換会の開催に加え、参加者の活動を広く周知することにより、重点プロジェクトのさらなる活動の活性化と参加団体の増加を図ります。 - 健康長寿とちぎ WEB による充実した健康づくり情報の発信や応援企業等 3 制度の登録数の拡大を通して、より一層の環境の整備を推進します。 - 高齢者が自らの健康状態に応じた食事ができるよう、ヘルシーグルメ推進店をはじめとする外食の栄養成分表示の推進を行います。 - 健康相談や食事療法について、市町や栄養士会、食生活改善推進員等と連携した相談・指導及び講習会等を開催します。 - 高齢者の低栄養、嚥下機能低下や食形態の工夫などのため、多職種が参加できる研究会や調理従事者等の研修会を実施します。 - 喫煙及び受動喫煙の健康影響について、地域におけるあらゆる機会を捉え一層の普及啓発を行います。 - 引き続き「とちぎ禁煙・分煙推進店登録制度」の登録拡大を図り、受動喫煙防止の環境整備を促進します。 「とちぎ健康づくりロード」の新たなコースを追加選定し、県民のウォーキングを通した健康づくりと運動習慣の定着を一層推進していきます。 - 地域や職場でロコモティブシンドローム予防の普及啓発を行う人材（ロコモアドバイザーとちぎ）を養成し、県内に広く周知を行うことにより、ロコモティブシンドロームの認知度の向上や運動習慣者の増加を図ります。 - 要介護高齢者や障害者に、口腔機能の維持向上のため、摂食嚥下指導等を行うとともに、医師、歯科医師、看護師などの医療従事者、介護支援専門員、管理栄養士等に摂食嚥下指導に関する研修を行います。 また、病院や老人福祉施設とかかりつけ歯科医等が地域で連携するなど、医療と介護の連携体制を構築します。 (2) 疾病の早期発見と適切な管理 - 引き続き、生活習慣病等疾病の早期発見・早期治療のため、がん検診及び特定健康診査・特定保健指導の受診率向上に向けた普及啓発を行います。 - 生活習慣病の重症化を予防するため、特定健康診査・特定保健指導従事者研修の実施し従事者の資質向上を図るとともに、受診率の向上に向けた取組を支援するなど一層の支援を行います。 - がん登録推進法に基づく全国がん登録等を活用し、市町が実施するがん検診の精度管理を支援します。 - 脳卒中啓発プロジェクトとして、初期症状と早期受診の重要性についての啓発

活動に加えて、脳卒中の原因となる基礎疾患の発症予防に関する啓発に取り組みます。

- ・ 糖尿病は放置すると、腎症や網膜症などの合併症の発症や人工透析の導入等により、患者の生活の質の低下や大きな社会的損失を招く恐れがあるため、県医師会や県保険者協議会と連携しながら、重症化予防対策に取り組みます。

(3) 高齢者のこころの健康

- ・ 県民の精神保健福祉に関する意識を高め、自分や周りの人の病気の予防と早期対応に努めるため、イベントや講演会を開催するとともに、パンフレットの作成やメディアを活用し、こころの健康に関する知識の普及啓発に取り組みます。
- ・ 健康福祉センターや精神保健福祉センターにおける、こころの健康に関する相談体制の一層の充実を図ります。
- ・ かかりつけ医や介護サービス従事者等を対象に研修を実施し、自殺の危険を示すサインに気づき、早期に適切な対応を図ることができる人材（ゲートキーパー）を養成します。

2 介護予防の推進

(1) 介護予防事業の推進

- ・ 市町における介護予防事業が、地域の実態に応じた多様な主体の参加により、適切に実施されるよう、市町や事業者への情報提供、県民への周知に努めます。
- ・ 高齢者が自ら進んで介護予防に取り組む気運の醸成を図るため、パンフレットの配布や県ホームページ等により、引き続き介護予防の重要性に関する普及・啓発を行います。
- ・ 心身機能の改善を目的とした運動器や口腔などの機能向上プログラムの更なる普及を図るとともに、高齢者自身が積極的に参加・運営する通いの場などの充実を図るための取組が広がるよう、市町や高齢者に対する周知に努めます。
- ・ 地域における高齢者の自立支援に向けた介護予防の取組を推進するため、通所、訪問、住民運営の通いの場や、地域ケア会議等におけるリハビリテーション専門職等の活用を促進します。
- ・ 市町は、高齢者の心身の状況に応じた介護予防ケアマネジメントを的確に実施し、多職種が連携した効果的な介護予防事業の実施を推進します。

(2) 予防給付サービスの確保

- ・ 介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図るために、助言・実地指導を適切に実施します。
- ・ 介護保険サービスの質的向上を図り、利用者に対してより望ましいサービスを提供されるようにするため、また予防給付請求が適正に行われるようにするため適切なテーマを選択し、効果的に集団指導を行います。
- ・ 地域包括支援センター職員に対する研修等を実施し、地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントの適切な実施を図ります。

3 生活支援対策の推進

(1) 生活支援サービスの充実

- ・ 高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯に対する配食サービスの提供、緊急通報装置の貸与などの公的福祉サービスや介護ボランティア制度について、市町向けに先進的な取組事例に関する情報提供を行っていきます。

- ・ 市町における見守りや安否確認等の生活支援サービスの提供体制整備や、生活支援サービスの担い手となるボランティア等の地域資源の発掘及び育成のための取組を支援するため、先進的な取組事例に関する情報提供を行っていきます。

(2) 生活支援コーディネート機能の充実

- ・ 市町に配置される生活支援コーディネーター予定者を対象に、高齢者支援のニーズと生活支援サービス提供主体の活動のマッチングや生活支援サービスの開発等を学ぶための養成研修を行い、引き続き生活支援コーディネーターを養成していきます。

4 地域における支え合い体制づくりの促進

- ・ 見守りネットワークの構築や介護支援ボランティア制度の導入、公民館や空き店舗等を活用した高齢者の「通いの場」など、地域における支え合い体制づくりに関する県内外の先進的な事例を紹介するセミナーの開催等を行い、市町の取組を促進します。
- ・ 県ホームページを活用し、事業の普及啓発に努めるとともに、さらなる協力事業者の拡大に努めます。
- ・ 市町や協定締結事業者等と連絡協議会を開催し、情報や事例等を共有することで横断的な連携を図っていきます。

5 地域包括支援センターの機能強化

- ・ 地域包括支援センター職員を対象として、引き続き新任者研修、現任者研修及び医療的知識向上研修や医師との意見交換会を実施します。

第3章 介護サービスの充実・強化	
1 施策の方向	1 介護サービスの基盤整備 (1) 在宅サービスの充実 - 要介護者が在宅で自立した生活を継続することができるようにするとともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、訪問サービス、通所サービス及び短期入所サービスなどの各種在宅サービスの充実を図ります。 - 今後増加が見込まれる在宅での療養生活の支援が必要な要介護者に対応するため、訪問看護や訪問リハビリテーションなどの医療系サービスの充実に努めます。 - 訪問看護事業所については、設備整備等に対する助成を通じて、未設置地区への設置を促進するとともに、24時間対応体制やターミナルケアの強化を推進します。また、専門家の派遣や管理者研修等の実施により、事業所の運営強化に努めます。 - いわゆる「お泊りデイサービス」を提供する事業所に対しては、利用者の保護及びサービスの質を担保する観点から、届出や事故報告等の徹底を図るなど、国のガイドライン等に則り、適切に対応します。 (2) 地域密着型サービスの確保 - 市町は、地域の実情や高齢者の多様なニーズに応じ、認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護などのほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等の新しい地域密着型サービスの確保に努めます。 - 県は、市町や事業者等に対して、地域密着型サービスの制度や設置・運営事例などについて情報提供を行うなど、これらのサービスを確保するための取組を強化するとともに、地域密着型サービス事業所の計画作成担当者・管理者・代表者に対する研修等を通じて、人員配置及び運営基準の遵守徹底やサービスの質の向上に努めます。 - 地域密着型サービスは、市町が独自に介護報酬を算定することができるため、基準設定等について、担当者を対象とする研修会や指定・指導の相談を通じて、その適切な普及に努めるなど、サービスの指定権者である市町を支援します。 (3) 施設・居住系サービスの基盤整備 ① 基盤整備の推進 - 在宅での介護が難しい要介護度の高い認知症高齢者や単身高齢者等の増加等に対応するため、引き続き、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスの基盤整備を進めます。 - 特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームの整備に当たっては、特別養護老人ホームへの入所申込状況調査の結果や、将来の要介護高齢者数や家族の介護力の推移、さらには、在宅サービスの普及見込やサービス付き高齢者向け住宅などの多様な住まいの整備計画等を踏まえ、計画的な整備に努めます。 また、病状が安定している要介護者に対し、在宅生活への復帰を目指しリハビリテーション等を行う介護老人保健施設についても、必要数の確保を図ります。

- ・ 特別養護老人ホームの整備に当たっては、入所者一人ひとりの生活リズムに合わせた「個別ケア」を行うユニット型を基本としながら、多床室についても、入所者のプライバシーの確保や「個別ケア」に配慮した処遇など、一定の条件の下で整備を進めます。

② サービスの質の向上

- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設におけるケアについて、市町や関係団体と協力しながら、利用者一人ひとりの生活のリズムに合わせて日々の暮らしをサポートする「個別ケア」を推進します。
- ・ 「個別ケア」を実践する上で有効な「ユニットケア」を積極的に推進するため、平成37年度までに、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）の居室の50%以上、特別養護老人ホームについては70%以上がユニット型となるよう努めます。
- ・ 「おむつゼロ」等の取組を推進し、入所者の要介護状態の悪化の防止及び軽減を図ります。また、利用者の状態に応じて、居宅介護支援事業所等との連携による在宅復帰を推進します。
- ・ 協力医療機関等との連携により、入所者に対する医療的ケアの充実を図るとともに、介護保険施設での看取りを推進します。

③ 特別養護老人ホームにおける中重度者への重点化

- ・ 特別養護老人ホームについては、新規入所が原則として要介護3以上の方となったことから、より必要性の高い高齢者が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化を図ります。

④ 療養病床の転換支援

- ・ 介護療養病床の介護老人保健施設等への転換期限は、平成30年3月末までとされていることから、転換に当たっては、助成金の交付や情報提供等により医療機関を支援するとともに、市町と連携し、入院患者とその家族等の不安を取り除くための相談体制の充実等に努めます。

(4) 安心して暮らせる住まいの確保

- ・ 比較的要介護度の低い高齢者が、できる限り在宅で安心して暮らすことができるよう、バリアフリー構造や一定の面積、設備を備え、安否確認や生活相談等、生活支援サービスの付いたサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの確保に努めます。
- ・ 入居後に介護が必要となっても、施設が提供する介護サービスを利用しながら引き続き住み続けられるよう、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた有料老人ホーム等の混合型特定施設の計画的な確保に努めます。
- ・ 養護老人ホームについては、措置入所が必要な高齢者の的確な把握と措置を促進するとともに、県ホームページによる広報等を通じて、軽費老人ホーム（ケアハウス）の利用を促進します。
- ・ 既存の養護老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）についても、介護を要する入居者が増えていることから、特定施設入居者生活介護事業所としての指定を促進します。

- ・ 良質な生活支援サービスが適切に提供されるよう、事業者からの定期報告や立入調査を通じて、サービスの提供体制や入所者処遇の状況を把握し、適切な指導に努めます。

2 介護サービスの適正な運営

(1) ケアマネジメントの確立

- ・ 地域包括支援センターが核となって、介護サービス事業者、主治医、民生委員、ボランティア等とのネットワークを構築することにより、介護支援専門員が地域における様々な社会資源を効果的に活用できる環境づくりを進めます。
- ・ とちぎケアマネジャー協会等の関係団体の協力により、介護支援専門員同士の連携を図るとともに、知識・技術と専門性を高めるための研修を実施し、介護支援専門員の資質の向上及びケアマネジメントの充実に努めます。
- ・ 市町及び地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の個別事例検討において、多職種協働によるケアマネジメントが行えるよう、その要望に応じてリハビリテーション職等の専門家の派遣を行います。

(2) 利用者への情報提供

- ・ 公表された介護サービス情報が事業所の選択に有効に活用されるよう、利用者や家族に対して情報公表制度の周知を行うとともに、利用者等からの相談に応じる介護支援専門員が、公表された介護サービス情報を積極的に利用するよう、その促進を図ります。
- ・ 事業所からの介護サービス情報の報告を徹底するとともに、必要に応じて報告内容の調査を実施し、情報公表制度が介護サービスの質の向上につながるよう取り組みます。
- ・ 小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスについて、地域に開かれた運営を確保するため、利用者やその家族、地域住民の代表、市町職員、地域包括支援センター職員等により構成される運営推進会議の適切な運営を図るとともに評価機関による外部評価を推進します。
- ・ 地域密着型サービス以外の介護サービスについても、その質の向上と利用者の選択に資するため、介護サービス事業者が自発的に評価を受ける「福祉サービス第三者評価」の普及啓発を図ります。

(3) 指導・監査の充実

- ・ 県と市町は、介護サービス事業者の育成・支援を念頭に、サービスの質の確保・向上を目的として、集団指導及び実地指導を適切に実施します。
- ・ 介護サービス事業者の業務管理体制の整備や運用状況を確認し、必要に応じて改善を指導するなど、法令遵守の徹底を図ります。
- ・ 不適切なサービスの提供や不正を行う介護サービス事業者に対しては、市町、栃木県国民健康保険団体連合会（以下「県国保連」といいます。）などの関係機関と連携を図りながら、随時、監査を実施し、厳正な対応を行います。

	(4) 苦情への的確な対応 ・ 介護サービスに関する苦情について、市町、県国保連及び県が適切に役割を分担し、その解決に当たるとともに、苦情・相談窓口である県運営適正化委員会や地域包括支援センターと連携を図り、介護サービス事業者等に対して必要な助言や指導を行います。 ・ 市町が行う要介護認定等の処分に対する不服申立てについては、県が設置する介護保険審査会において、公正な審理裁決を行い、利用者の権利利益を保護するとともに、介護保険制度の適正な運営を確保します。 (5) 介護給付の適正化 ・ 平成27年3月に策定した第3期栃木県介護給付適正化計画に基づき、県と市町（保険者）が一体となって介護給付適正化の効果的な取組を推進します。 ・ 保険者である市町は、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」などについて、それぞれの趣旨・効果等を踏まえて着実に実施します。 ・ 県は、介護保険事業者に対して適正なサービス提供に向けた指導の一層の充実を図るとともに、市町の認定調査員や介護認定審査会委員及び主治医に対する適正な認定のための研修を実施します。 ・ 市町との情報の共有に努めるとともに、県国保連と連携し、「医療情報との突合」や「縦覧点検」など、適正化事業のより効果的な推進を図ります。 3 費用負担の適正化 ・ 要支援・要介護認定を受けた方等に対し、サービス利用者の負担軽減制度の一層の周知に努め、制度の適切な利用を促進します。 ・ 新たに法制化された利用者負担割合、自己負担限度額及び施設入所者等の居住費・食費の補足給付の見直しや、公費による低所得者の保険料軽減強化について、被保険者や事業者等へ周知を図るとともに、市町における適切な取扱を支援します。 ・ 低所得者に対する利用者負担軽減事業の対象となるサービスを提供する全ての社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、軽減事業に取り組むよう、制度の周知に努めます。
2 実施状況	1 介護サービスの基盤整備 (1) 在宅サービスの充実 ・ 在宅医療提供体制の基盤となる在宅療養支援診療所の機能強化及び訪問看護事業所の新規開設等を図るため、設備整備等に対する助成を行いました。 助成件数：訪問看護事業所 新規開設 10 箇所 ・ 訪問看護事業所の機能強化を図るため、相談支援や専門家によるコンサルテーション等を通じた経営サポートを実施するとともに、管理者等の経営管理能力の向上を目的とした研修会の開催に対する助成を行いました。 経営サポート：電話相談 158 件、面接相談 12 件 経営コンサルテーション 8 件 管理者研修会：2 回開催（計 97 名参加） ・ 「お泊りデイサービス」提供事業所に対して、利用者の保護及びサービスの質を担保するため、国のガイドライン等に則り、届出や事故報告等の徹底について指導しました。

(2) 地域密着型サービスの確保

- ・ 市町や事業者等に対して、地域密着型サービスの制度や設置・運営事例などについて情報提供を行うなど、これらのサービスを確保するための取組を強化するとともに、人員配置及び運営基準の遵守徹底やサービスの質の向上のため、地域密着型サービス事業所の計画作成担当者・管理者・代表者に対する研修を実施しました。

認知症対応型サービス事業開設者研修 : 修了者 11 名

認知症対応型サービス事業管理者研修 : 修了者 73 名

小規模多機能型サービス等計画作成者研修 : 修了者 35 名

- ・ 市町から、地域密着型サービス事業所の指定・指導等の相談を適宜受けています。市町が独自に基準を設定する介護報酬の算定については、まだ具体的な相談はありませんが、今後とも指定・指導等の相談の中で、その普及に努めてまいります。

(3) 施設・居住系サービスの基盤整備

① 基盤整備の推進

- ・ 六期計画に基づき、市町と調整を図りながら、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの計画的な整備を進めました。

特別養護老人ホーム : 87 床

認知症高齢者グループホーム : 81 床

- ・ 特別養護老人ホームについては、ユニット型を基本としながら、多床室についても一定の条件のもと整備を進めました。

② サービスの質の向上

- ・ 介護保険施設の職員向け、市町の介護保険主管課職員向けに「個別ケア」についての知識を普及するための研修をそれぞれ実施し、「個別ケア」の推進に努めました。

参加者（施設職員向け） : 118 名 (82 施設)

参加者（市町職員向け） : 22 名 (14 市町)

- ・ 特別養護老人ホームについては、ユニット型を基本に整備を進めました。

特養全体に占めるユニット型特養の割合（定員及び開所） : 51.2%

- ・ 積極的な排泄支援の指導等により、「おむつゼロ」の取組の推進に努めました。

- ・ 介護保険施設の職員を対象として、看取りに関する知識・ノウハウを普及するための研修を開催し、施設での看取りの推進に努めました。

参加者 : 109 名 (109 施設)

③ 特別養護老人ホームにおける中重度者への重点化

- ・ 国が改正した新規入所基準の指針に基づき、関係団体と共同で従来の指針を改正し、新規入所を「原則として要介護3以上」と決めました。また、各施設に対してその周知徹底を図り、適正な入所となるよう指導等を行いました。

④ 療養病床の転換支援

- ・ 介護療養病床を持つ医療機関へ、厚生労働省の療養病床転換に関する検討内容の情報提供に努めております。

(4) 安心して暮らせる住まいの確保

- ・ サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなど多様な住まいの確保に努めました。
- ・ 六期計画に基づき、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の確保に努めました。
混合型特定施設の特定施設化の状況
六計画期間中における特定施設：140 床
- ・ 事業者からの定期報告や立入検査を通じて、サービス提供体制や入居者処遇の状況を把握し、必要な指導を行い、適正な施設等運営の確保を図りました。

2 介護サービスの適正な運営

(1) ケアマネジメントの確立

- ・ 多職種が連携したケアマネジメントの促進を図るため、現任の介護支援専門員を対象に医療的知識や医療職との連携に関する研修会を実施しました。
介護支援専門員医療的知識習得研修：修了者 298 名 (3 地区)
- ・ 介護予防サービスや地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等におけるリハビリテーション専門職の関与を促進するため、必要な情報や知識を習得するための研修を実施しました。
リハビリテーション専門職等研修会：参加者 125 名

(2) 利用者への情報提供

- ・ 介護サービス情報公表制度について、ホームページにおいて周知しているほか、利用者やその家族からの問い合わせに対して情報公表制度の活用方法を案内しました。また、居宅介護支援事業所を対象とした集団指導の中で、介護サービス情報公表制度について周知しました。
- ・ 全事業者を対象とした集団指導を活用して、介護サービス情報公表の報告について周知徹底しました。
- ・ 基準で外部評価を行うことが義務づけられている認知症高齢者グループホームを中心に、市町を通じて、外部評価の推進や運営推進会議の適切な運営を図っています。
- ・ 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会に設置された、独立した組織である「とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構」が実施する、福祉サービス第三者評価事業に対する支援を行いました。

〔とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構の主な事業〕

- ・ 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修
養成研修：8 名参加（延べ 5 日間）
継続研修：40 名参加（2 回）
- ・ 福祉サービス第三者評価事業の普及啓発を図るため、「推進機構ニュース」を年 3 回発行し、評価対象事業所や関係機関等約 1,000 箇所に配布。
また、「福祉サービス第三者評価事業推進シンポジウム」を開催。
シンポジウム：70 名参加（1 回）
- ・ 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、施設入所支援を運営する事業者（宇都宮市に所在する事業所を除く）に対して受審料 30 万円を上限に助成。
助成事業所：8 箇所
(特別養護老人ホーム 2 事業所、障害者支援施設 6 事業所)

	(3) 指導・監査の充実 ・ 県と市町は、介護サービス事業者の育成・支援を念頭に、サービスの質の確保・向上を目的とした実地指導を、年間計画を立て、実施しました。 ・ 平成 29 年 3 月に居宅介護支援事業所、（介護予防）居宅サービス事業所、介護保険施設を対象とした集団指導を実施しました。 集団指導：参加者 約 2,200 名（2 日間） ・ 介護サービス事業者の検査（業務管理体制の整備状況や処分相当事案における事業者の組織的関与等を確認するもの）を円滑に行なうため、業務管理体制確認検査要綱を制定しました。 (4) 苦情への的確な対応 ・ 運営適正化委員会や地域包括支援センターから提供があった情報を元に市町とともに事業所の実地指導を行うなど、関係機関と密な連携を図り、苦情対応に当たりました。なお、実地指導に当たっては、中立の立場で介護サービス事業者等へ聞き取りを行い、申立の事実を丁寧に確認、必要に応じて指導や助言を行うなど、サービスの質向上に努めました。 (5) 介護給付の適正化 ・ 保険者の介護給付適正化の取組を推進するため、栃木県国民健康保険団体連合会が行う保険者の縦覧点検支援等の介護給付適正化関連事業に対して補助金の交付を行いました。また、国保連と共催で、保険者の担当者を対象に介護給適正化に関する情報提供やケアプラン分析情報システムの活用方法についての研修会を開催し、保険者の介護給付適正に向けた支援に努めました。 3 費用負担の適正化 ・ 要支援・要介護認定者に対し、サービス利用時の負担軽減の諸制度についてリーフレットを用いて周知し、制度の適切な利用を促進しました。 ・ 利用者負担割合、自己負担限度額及び施設入所者等の居住費・食費の補足給付の見直しや、公費による低所得者の保険料軽減強化について、リーフレットを用いて被保険者や事業者等へ周知しました。また、市町担当課長会議や保険者実地指導にて適切な取扱いを行うよう指導しました。 ・ 市町向け保険者実地指導の際、当該市町内の全ての社会福祉法人が軽減事業に取り組むよう指導を行いました。
3 今後の取組方向	1 介護サービスの基盤整備 (1) 在宅サービスの充実 ・ 引き続き、訪問看護事業所に対する設備整備等に対する助成を行うとともに、効果的・効率的な在宅医療サービス基盤の整備を図るため、地域のニーズや特性等に応じた今後の整備のあり方等について検討します。 ・ 地域において質の高い訪問看護が提供されるよう、引き続き訪問看護事業所の機能強化を支援するとともに、訪問看護師の確保・育成・定着に向けた取組を推進します。 ・ 「お泊りデイサービス」を提供する事業所に対して、届出や事故報告等の徹底を指導します。

(2) 地域密着型サービスの確保

- ・ 人員配置及び運営基準の遵守徹底やサービスの質の向上を図るため、地域密着型サービス事業所の計画作成担当者・管理者・代表者に対する研修等を実施します。
- ・ 介護報酬に係る基準設定等について、担当者を対象とする研修会や指定・指導の相談を通じて、その適切な普及に努めるなど、サービスの指定権者である市町を支援します。

(3) 施設・居住系サービスの基盤整備

① 基盤整備の推進

- ・ 引き続き、六期計画に基づき、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの施設整備を進めていきます。
- ・ 国が掲げた「介護離職ゼロ」の実現に向けた特養等の前倒し・上乗せ整備については、市町と連携を図りながら積極的に進めていきます。

② サービスの質の向上

- ・ 介護保険施設における「個別ケア」の推進のため、施設職員、市町の介護保険主管課職員を対象として「個別ケア」に係る知識を普及するための研修を実施します。
- ・ 「ユニットケア」を積極的に推進するため、ユニット型特養を基本としながら、多床室についても、一定の条件のもとで整備を進めていきます。
- ・ 「おむつゼロ」等の取組をはじめ、入所者の生活機能の維持、要介護状態の軽減を目標とした支援について、介護保険施設に対する指導に努めます。
- ・ 介護保険施設における看取り推進のため、施設の職員を対象として看取りに関する知識や実務のノウハウを普及するための研修を実施します。

③ 特別養護老人ホームにおける中重度者への重点化

- ・ 指導監査等を通じて、施設が策定した入所指針やその運用状況を確認するとともに、特例入所の有無やその市町への照会状況を調べるなどして、適正な入所手続きとなるよう、引き続き指導や助言を行っていきます。

④ 療養病床の転換支援

- ・ 厚生労働省において「療養病床の在り方等に関する特別部会」が定期的に開催されており、療養病床のあり方が検討されているため、これが決まり次第、関係機関へ情報提供等の必要な対応を行っていきます。

(4) 安心して暮らせる住まいの確保

- ・ 比較的介護度の低い高齢者のニーズに対応するため、引き続き、サービス付き高齢者向け住宅などの多様な住まいを確保していくとともに、特定施設入居者生活介護事業所の指定を促進していきます。
- ・ 入居者に良質なサービスが提供されるよう、引き続き、指針等に基づく指導等を行いながら、サービスの質の確保に努めていきます。

2 介護サービスの適正な運営

(1) ケアマネジメントの確立

- ・ 介護支援専門員が多職種連携しながら、適切なケアマネジメントを行える介護支援専門員を養成するため、引き続き研修会（介護支援専門員医療的知識習

得研修、リハビリテーション専門職等研修会)の開催及び、専門職の派遣(地域ケア多職種協働のための専門職派遣事業)を継続実施します。

(2) 利用者への情報提供

- ・ 介護サービス情報公表制度を引き続き周知していくほか、居宅介護支援事業所を対象とした集団指導等を通して、介護支援専門員が公表された介護サービス情報を積極的に活用するよう周知していきます。
- ・ 全事業者を対象とした集団指導や実地指導を活用して、介護サービス情報公表の報告について周知徹底していきます。
- ・ 市町と連携を図り、運営推進会議の適切な運営や外部評価の推進に努めていきます。
- ・ 「とちぎ福祉サービス第三者評価機構」の運営を引き続き支援することにより、福祉サービス第三者評価を推進します。
- ・ 福祉サービス事業者における、第三者評価の受審を促進するため、当該制度について、様々な媒体を活用した普及・啓発に努めるとともに、「福祉サービス第三者評価受審支援補助制度」の活用を促すため、補助(平成29年度まで)を行います。

(3) 指導・監査の充実

- ・ 介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図るため、実地指導を適切に実施します。
- ・ 介護保険サービスの質的向上を図り、利用者に対して、より望ましいサービスが提供されるよう、また、介護給付及び予防給付の請求が適正に行われるよう、適切なテーマを選択し、効果的な集団指導を実施します。
- ・ 業務管理体制確認検査要綱に基づいて、介護サービス事業者の業務管理体制に係る検査を実施します。なお、処分相当事案について、事業者の組織的関与が疑われる場合は、必要に応じて、法人本部への立入検査を実施します。
- ・ 不適切なサービスの提供や不正を行う介護サービス事業者に対しては、市町、県国保連などの関係機関と連携を図りながら、随時、監査を実施し、厳正な対応を行います。

(4) 苦情への的確な対応

- ・ 介護サービスに関する苦情について、今後とも市町、県国保連及び県が役割分担をし、解決に当たるとともに、苦情・相談窓口である県運営適正化委員会や地域包括支援センターと連携を図り、介護サービス事業者等に対して必要な助言や指導を行います。

(5) 介護給付の適正化

- ・ 引き続き、栃木県国民健康保険組合団体連合会が実施する介護保険給付適正化関連事業に対する補助金の交付を行うほか、保険者においてケアプラン分析情報システムの活用及び居宅介護支援事業所へのケアプラン点検・指導を行えるように、専門家を派遣します。

3 費用負担の適正化

- ・ 要支援・要介護認定を受けた方等に対し、サービス利用者の負担軽減制度の一

層の周知に努め、引き続き制度の適切な利用を促進して行きます。

- 利用者負担割合、自己負担限度額及び施設入所者等の居住費・食費の補足給付の見直しや、公費による低所得者の保険料軽減強化について、リーフレットを活用して被保険者や事業者等へ継続的に周知し、市町における適切な取扱いを支援して行きます。
- 引き続き、低所得者に対する利用者負担軽減事業の対象となるサービスを提供する全ての社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、軽減事業に取り組むよう、制度の周知に努めます。

第4章 在宅医療・介護連携の推進	
1 施策の方向	1 在宅医療サービスの基盤整備 (1) 基盤整備の推進 - 在宅療養支援診療所の設備整備に対する助成等により、在宅医療を提供する施設の確保に努めます。 - 訪問看護事業所の設備整備等に対する助成を通じて、新規参入や未設置地区への新規設置を促進するとともに、24時間対応体制やターミナルケアの強化を推進します。 (2) 機能強化の推進 - 在宅医療に必要な知識・技術に関する研修等を通じ、人材の育成・確保に努めるとともに、連絡会議や事例検討、連絡体制の整備等により、医療機関相互の連携体制を構築するなど、地域の在宅医療提供体制の機能強化に努めます。 - 訪問看護事業所に対する専門家の派遣等を通じた経営サポートや、管理者等を対象とした経営マネジメントに関する研修会の実施により、訪問看護事業所の機能強化を支援します。 2 在宅医療・介護の連携体制構築の推進 - 市町は、地域の医療機関及び介護事業者等の所在や機能等の情報を収集し、マップやリストを作成するとともに、これらの情報を分析・検討し、その結果を地域の在宅医療・介護関係者や住民に周知します。 - 県は、市町や関係機関によって、医療と介護が連携したサービスが効果的に提供される体制が整備されるよう、在宅医療連携拠点機関の整備を促進するほか、広域健康福祉センターに設置した在宅医療推進支援センター等において市町や関係機関の取組を支援します。 - 高齢者のニーズに応じて、在宅医療や介護サービスが切れ目なく提供されるよう、医師会等関係機関と協力しながら、入院から在宅医療への円滑な移行体制の整備や、在宅医療関係者と介護関係者の情報の共有・連携の確保、相互の理解促進等の取組を推進します。
2 実施状況	1 在宅医療サービスの基盤整備 (1) 基盤整備の推進 - 在宅医療提供体制の基盤となる在宅療養支援診療所の機能強化及び訪問看護事業所の新規開設等を図るため、設備整備等に対する助成を行いました。 助成件数：在宅療養支援診療所 7 箇所 訪問看護ステーション 6 箇所（新規開設、機能強化） - 効率的な在宅歯科医療の提供を図るため、地域の中核歯科医療機関におけるポータブル歯科医療機器の整備に対する助成を行いました。 助成件数：歯科診療所 5 箇所 (2) 機能強化の推進 - 地域の医療介護関係機関相互の連携を充実・強化するため、各在宅医療推進支援センターにおいて圏域連絡会議や関係者向け研修会等を実施しました。 圏域連絡会議 ： 7 回 関係者向け研修会： 15 回

	- 訪問看護事業所の機能強化を図るため、相談支援や専門家によるコンサルテーション等を通じた経営サポートを実施するとともに、管理者等の経営管理能力の向上を目的とした研修会の開催に対する助成を行いました。 経営サポート：電話相談 113 件 面接相談 1 件 経営コンサルテーション 8 件 管理者研修会：参加者 159 名（3 回） - 訪問看護師の確保・育成・定着を図るため、身近な地域において訪問看護に関心のある看護職に対する職務体験、新任の訪問看護師等の個々の有する知識・経験に応じた研修や助言が受けられるよう訪問看護教育ステーションを設置しました。 訪問看護教育ステーション：3 箇所（足利市、大田原市、野木町） 2 在宅医療・介護の連携体制構築の推進 - ICT を活用した在宅医療・介護連携の推進に向けた取組に対して助成を行いました。 助成対象：モデル地区における医療・介護連携ツールの有用性に関する実証実験の実施及び普及のための検討会、利用講習会の開催等 - 入院医療機関と在宅医療に係る機関の円滑な連携による切れ目のない医療提供体制の構築を図るための取組等に対して助成を行いました。 助成対象：入退院機能と在宅医療の連携調整のための共通連携シートの作成及び運用研修の実施、退院支援に係る看護師指導者の育成等 - 地域の医療介護関係機関相互の連携を充実・強化するため、各在宅医療推進支援センターにおいて圏域連絡会議や関係者向け研修会等を実施しました。 圏域連絡会議：7 回 関係者向け研修会：15 回 - 医療と介護の両方を必要とする高齢者等に対して医療・介護が連携し効果的なサービスが提供される体制の構築を図るため、在宅医療連携拠点の整備に対して助成を行いました。 助成件数：12 拠点（23 市町） - 市町の在宅医療担当者を対象に在宅医療・介護連携推進に関する研修会を開催し、県内市町の好事例紹介、情報交換等を行いました。 在宅医療市町担当者研修会：参加者 37 名
3 今後の取組方向	1 在宅医療サービスの基盤整備 (1) 基盤整備の推進 - 引き続き在宅療養支援診療所や訪問看護事業所に対する設備整備等に対する助成を行うとともに、効果的・効率的な在宅医療サービス基盤の整備を図るため、地域のニーズや特性等に応じた今後の整備のあり方等について検討します。 (2) 機能強化の推進 - 在宅医療推進支援センターや在宅医療連携拠点等における連絡会議や研修等の取組を通じて、地域の特性に応じた在宅医療・介護関係機関相互の連携体制の充実・強化を図ります。 - 地域において質の高い訪問看護が提供されるよう、引き続き訪問看護事業所の機能強化を支援するとともに、訪問看護師の確保・育成・定着に向けた取組を推

進します。

2 在宅医療・介護の連携体制構築の推進

- ・ 各圏域において医療・介護が連携した効果的なサービスが提供される体制が構築されるよう、在宅医療連携拠点や在宅医療推進支援センター等の取組を通じ、市町との連携強化を図ります。
- ・ 各地域において退院後に必要な在宅医療や介護サービスが切れ目なく提供されるよう、入退院共通連携シートを活用するなどした退院支援体制の構築に係る取組を推進します。

第5章 認知症施策の推進	
1 施策の方向	1 認知症に関する理解の促進と家族への支援 - 認知症に関する正しい理解の促進を図るため、地域住民を始め学校や企業などを対象に、認知症サポーターの養成に取り組むとともに、その講師役となるキャラバン・メイトを対象とした活動報告会やスキルアップ研修を実施するなど、「認知症サポーターキャラバン」の活動を一層推進します。 - 認知症に関する理解を深め、認知症の方とその家族を支援する国際的な運動である「世界アルツハイマーデー（9月21日）」に呼応した普及啓発を図ります。 （公社）認知症のひとと家族の会栃木県支部を始め、関係機関と連携しながら、家族・本人交流会の開催や電話相談の実施、認知症カフェの開設など、認知症の方を介護する家族及び認知症の方本人を相互にサポートできる体制の整備を図ります。 - 認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、見守りや、日常生活支援、徘徊時の発見・保護等のためのネットワークの構築を支援します。 - 若年性認知症についての普及啓発を図るとともに、若年性認知症支援ハンドブックの配布や、若年性認知症の方やその家族を対象とした相談窓口を設置し、自立支援に関わる関係者ネットワークの調整を行うことにより、居場所づくりや就労・社会参加支援等を推進します。 2 医療・介護の連携による適切な対応 - 認知症ケアパス（認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成・普及や情報連携ツールの活用を通じて、地域における医療と介護の連携体制の構築を図ります。 - 認知症疾患医療センターを各二次保健医療圏に1か所以上整備し、かかりつけ医等の地域の医療機関や地域包括支援センター等との連携を推進するとともに、認知症サポート医の養成を通じて、認知症の方への支援体制の充実を図ります。 - 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置など、市町における認知症の早期発見・早期対応のための取組を積極的に支援します。 - 気軽に認知症の相談ができる「栃木県もの忘れ・認知症相談医（とちぎオレンジドクター）」の登録及び周知により、身近な医療機関における早期診断等を推進します。 3 認知症対応力の向上 （一社）栃木県医師会等との連携を図りながら、認知症対応力向上研修未受講のかかりつけ医への受講の働きかけを強化するとともに、病院の医療従事者を対象とした研修や看護職員を対象とした研修を実施することにより、医療機関における認知症対応力の向上を図ります。 - 歯科医師や薬剤師の認知症対応力を向上させるための研修を実施し、認知症の方の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等の適切な実施を推進します。 - 介護従事者等について、認知症の介護技術を取り入れたより実践的な研修を実施することにより、介護技術の向上を図るとともに、施設・事業所等における認知症ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有する指導者等の養成を行います。

2 実施状況	1 認知症に関する理解の促進と家族への支援 - 認知症に関する正しい理解の促進を図るため、「認知症を知り地域をつくる」キャンペーンの一環である「認知症サポーターキャラバン」の活動に取り組みました。 認知症サポーター：養成者 22,634 名〔累計 151,526 名〕 キャラバン・メイト：養成者 170 名〔累計 1,892 名〕 - 認知症に対する理解を深めるため、9 月 21 日の世界アルツハイマーデーから 2 週間を認知症理解促進のための普及啓発強化週間と位置づけ、県と市町がこの期間に集中して事業を実施しました。なお、県においてはこの期間に「栃木県認知症フォーラム」を開催しました。 （公社）認知症の人と家族の会栃木県支部と連携して家族介護者交流会の開催や電話相談を実施しました。また、地域支援事業の総合事業の対象として認知症カフェを支援するなど、認知症の方を介護する家族及び認知症の方本人を相互にサポートする体制を整備しました。 - 認知症の方とその家族のための見守りや、日常生活支援、徘徊時の発見・保護等のためのネットワークの構築を支援するため、市町向けに県内市町の取組事例やネットワークの構築状況に関する情報提供を行いました。 - 若年性認知症の方やその家族を対象とした相談窓口の設置及び自立支援に関わる関係者ネットワーク構築や支援調整等を行う認知症コーディネーターを配置したほか、若年性認知症支援リーフレットを配布しました。 2 医療・介護の連携による適切な対応 - 市町における認知症ケアパスの作成・普及を支援するため、作成の検討会や利用者への研修会、住民向け講演会などに対する助成を行いました。 検討会：1 郡市医師会 研修会：6 郡市医師会 - 認知症医療連携体制の構築を図るため、認知症疾患医療センターにおいて専門相談や鑑別診断等の実施や、地域医療や介護関係者等への研修会等を開催しました。 認知症疾患医療センター：7 カ所 獨協医科大学病院、烏山台病院、足利富士見台病院、上都賀総合病院、皆藤病院、足利赤十字病院、芳賀赤十字病院 （H29.4～自治医科大学付属病院、済生会宇都宮病院） - 地域における認知症の方への支援体制の充実を図るため、認知症サポート医を養成しました。 認知症サポート医養成研修：修了者 34 名〔累計 98 名〕 認知症サポート医フォローアップ研修：参加者 86 名〔累計 127 名〕 - 認知症の早期発見・早期対応のため、市町に配置される認知症初期集中支援チーム員や認知症地域支援推進員の養成研修を実施しました。 認知症初期集中支援チーム員研修：修了者 24 名〔累計 33 名〕 認知症地域支援推進員養成研修：修了者 18 名〔累計 36 名〕 - 地域の身近な医療機関において相談できる体制構築のため、認知症に一定の知識のある開業医等を「栃木県もの忘れ・認知症相談医（とちぎオレンジドクター）」として認定しました。 第 1 回登録者数：84 名
--------	---

	3 認知症対応力の向上 ・ 主治医（かかりつけ医）の認知症対応力の向上を推進するため、認知症サポート医を講師とし、郡市医師会において、認知症診断の知識等について学ぶ「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施しました。 ・ 医療と介護の連携の重要性や、退院支援に関する地域との連携強化を図るため、県内の病院において、医療従事者（医師・看護師等）を対象とした「認知症対応力向上研修」を実施しました。 ・ 多職種連携による認知症高齢者のケアを促進するため、歯科医師、薬剤師、看護職員を対象とした「認知症対応力向上研修」を実施しました。 ・ 介護保健施設・事業所等に従事する介護職員等に対し、認知症高齢者への介護サービスの向上を図るため各種研修を体系的に実施しています。 <table border="0"> <tr> <td>かかりつけ医認知症対応力向上研修</td><td>: 修了者 55 名</td></tr> <tr> <td>歯科医師認知症対応力向上研修</td><td>: 修了者 147 名</td></tr> <tr> <td>薬剤師認知症対応力向上研修</td><td>: 修了者 243 名</td></tr> <tr> <td>看護師認知症対応力向上研修</td><td>: 修了者 73 名</td></tr> <tr> <td>病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修</td><td>: 修了者 568 名</td></tr> <tr> <td>認知症介護実践者研修</td><td>: 修了者 256 名</td></tr> <tr> <td>認知症介護実践リーダー研修</td><td>: 修了者 22 名</td></tr> <tr> <td>認知症介護指導者フォローアップ研修</td><td>: 修了者 1 名</td></tr> <tr> <td>認知症対応型サービス事業開設者研修</td><td>: 修了者 11 名</td></tr> <tr> <td>認知症対応型サービス事業管理者研修</td><td>: 修了者 73 名</td></tr> <tr> <td>小規模多機能型サービス等計画作成者研修</td><td>: 修了者 35 名</td></tr> </table>	かかりつけ医認知症対応力向上研修	: 修了者 55 名	歯科医師認知症対応力向上研修	: 修了者 147 名	薬剤師認知症対応力向上研修	: 修了者 243 名	看護師認知症対応力向上研修	: 修了者 73 名	病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	: 修了者 568 名	認知症介護実践者研修	: 修了者 256 名	認知症介護実践リーダー研修	: 修了者 22 名	認知症介護指導者フォローアップ研修	: 修了者 1 名	認知症対応型サービス事業開設者研修	: 修了者 11 名	認知症対応型サービス事業管理者研修	: 修了者 73 名	小規模多機能型サービス等計画作成者研修	: 修了者 35 名
かかりつけ医認知症対応力向上研修	: 修了者 55 名																						
歯科医師認知症対応力向上研修	: 修了者 147 名																						
薬剤師認知症対応力向上研修	: 修了者 243 名																						
看護師認知症対応力向上研修	: 修了者 73 名																						
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	: 修了者 568 名																						
認知症介護実践者研修	: 修了者 256 名																						
認知症介護実践リーダー研修	: 修了者 22 名																						
認知症介護指導者フォローアップ研修	: 修了者 1 名																						
認知症対応型サービス事業開設者研修	: 修了者 11 名																						
認知症対応型サービス事業管理者研修	: 修了者 73 名																						
小規模多機能型サービス等計画作成者研修	: 修了者 35 名																						
3 今後の取組方向	1 認知症に関する理解の促進と家族への支援 ・ 認知症サポーターの養成及びその講師役となるキャラバン・メイトの養成を図るとともに、認知症サポーターの資質の向上や地域での活動に資する市町の取組を支援するため、好事例紹介等を行います。 ・ 地域において認知症の人とその家族を支えるために市町が実施する認知症理解促進のための普及啓発の取組を支援するとともに、県において「栃木県認知症フォーラム」を開催することで、認知症に対する普及啓発を図ります。 ・ 認知症の人やその家族が地域で孤立せず、互いにサポートできる体制を整えるため、認知症の家族介護者等を対象にした交流会等を開催するとともに、認知症の方本人が自らの体験や希望、必要としていることを主体的に語り合う場を設け、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるための課題の共有と認知症の理解促進を図ります。 ・ 見守りや、日常生活支援、徘徊時の発見・保護等のためのネットワークの構築を支援するため、全国の取組状況や先進事例、国の動向について、市町向けに情報提供等を行い、支援していきます。 ・ 若年性認知症についての普及啓発を図るとともに、若年性認知症支援リーフレットの配布や、若年性認知症の方やその家族を対象とした相談窓口を設置し、自立支援に関わる関係者ネットワークの調整を行うことにより、居場所づくりや就労・社会参加支援等を推進します。																						

2 医療・介護の連携による適切な対応

- ・ 市町における認知症ケアパスの効果的な活用や普及を支援する必要があります。
- ・ 各二次保健医療圏における高齢者人口などを考慮して、認知症疾患医療センターの拡充を図る必要があります。また、認知症の早期対応・早期診断に向けて、認知症疾患医療センターを中心として、とちぎオレンジドクター（認知症・もの忘れ相談医）や認知症初期集中支援チームなど、認知症医療連携体制の構築を図る必要があります。
- ・ 継続した認知症サポート医の養成及び認知症サポート医のフォローアップ研修を通じた、地域における認知症支援を行う医師の養成及び医療機関での対応力の向上を図ります。
- ・ 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動など、市町における認知症の早期発見・早期対応のための取組を積極的に支援します。
- ・ 気軽に認知症の相談ができる「栃木県もの忘れ・認知症相談医（とちぎオレンジドクター）」の登録及び周知により、身近な医療機関における早期診断等を推進します。

3 認知症対応力の向上

- ・ 今後もかかりつけ医が認知症の人や家族への対応力やサポート医・認知症疾患センター等との連携をスムーズに行うことができる地域を目指し、栃木県医師会と連携し、かかりつけ医認知症対応力向上研修を継続実施します。
- ・ 医療機関に勤務する医療従事者で認知症の人の入院について、全員で学び、検討することで、医療機関全体で認知症対応力の向上を図ります。
- ・ 歯科医師、薬剤師、看護師対象の認知症対応力向上研修を通して、それぞれの立場に応じた対応や職種間・関係機関との連携を図ることができる地域を目指し、継続開催します。
- ・ 介護従事者等について、認知症介護の基礎的な知識・技術の修得のための研修や、認知症の介護技術を取り入れたより実践的な研修を実施することにより、介護技術の向上を図るとともに、施設・事業所等における認知症ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有する指導者等の養成の実施並びに、地域密着型介護事業所等の開設者や管理者及び計画作成者等への研修を体系的に行います。

第6章 人材の育成・確保	
1 施策の方向	1 介護職 ・ ハローワークとの連携等による就職相談の実施、福祉・人材研修センターにおける無料職業紹介や就職面談会の充実などにより、介護人材の確保や資質の向上を促進します。 ・ 関係団体との協議を通して、介護職員に対する研修や労働環境の現状を把握し、今後の効果的な研修体系のあり方や介護職員育成の方向性を定める「介護人材育成指針」を策定するほか、労働環境の改善に向けた取組を推進します。 ・ 学校や学生等に介護の仕事のやりがいや魅力を伝えるための取組や、介護福祉士等の資格を有していても就業していない、あるいは、出産や子育て等により一時離職している方々の就業を促進するための取組を行うことにより、新たな人材の参入を促進します。 ・ 就業した職員が自らの仕事に誇りを持つとともに、将来に向けた展望が開けるよう、事業者に対して、職員の資質向上や労働環境の改善に向けた研修や技術的な支援を行うことで、職員のキャリアアップや労働環境の整備を図ります。 ・ 介護施設・事業所に新たに就職した同期の方々が一堂に会する機会として合同入職式を開催し、連帯感の醸成を図るとともに、先輩職員との懇談会を通して介護の魅力の再認識を促すなどの取組を行い、人材の定着を図ります。 ・ 「介護の日」のイベントや介護予防のホームページを通じて、介護職員の役割や魅力に対する理解の促進を図ります。 ・ 登録研修機関における「喀痰吸引等研修」の実施により、認定特定行為業務従事者の養成を図るとともに、対象事業者に制度の周知を行うことにより、登録特定行為事業者の登録を促進し、介護職員が、たんの吸引や経管栄養等の医行為を適切に行うことができる体制の整備に努めます。
	2 医療職 ・ 看護職員の需要に応えるため、民間看護師等養成所の運営に対する助成及び指導等を行い、新規養成者の確保を図るとともに、積極的なPR等により、看護職員の県内定着を促進します。 ・ 就労環境改善等によって看護職員の離職を防止するとともに、ナースセンターにおいて届出制度による離職者の把握や再就業研修、就職斡旋等を行うことにより、潜在看護職員の再就業等を支援します。 ・ 栃木県看護協会等と連携し研修を実施するなど、看護職員の資質向上を図ります。また、訪問看護については、訪問看護推進協議会において普及やサービス確保のための方策を協議し、在宅医療の専門性を高めるための研修を行うなど、人材の育成や確保に努めます。 ・ 医師、歯科医師等の医療関係者と連携し、在宅医療に必要な知識・技術に関する研修、医科歯科連携の取組への支援等を行うことにより、医療関係者の在宅医療に関する理解の向上や参加促進に努めます。 ・ 栃木県薬剤師会等と連携し、訪問薬剤管理指導を実施する薬剤師を養成し、薬剤師の在宅医療への積極的な参加促進に努めます。 ・ 在宅医療連携拠点機関や広域健康福祉センターに設置した在宅医療推進支援センターによる、地域の在宅医療関係者の連携促進のための取組等を通じて、医療関係者の在宅医療への積極的な参加促進を図ります。

	3 介護支援専門員 - 平成28年度の介護支援専門員資質向上研修カリキュラム改正を踏まえ、介護支援専門員として必要な知識・技術の向上を図り、専門性を高めるための研修内容を充実するとともに、関係団体と連携を図りながら、継続的に研修を受講できる体制整備を促進し、介護支援専門員の資質向上に努めます。 - 医療面の知識習得や医療職との連携を促進し、医療と介護が連携したケアマネジメントを行うことができる介護支援専門員を養成します。 - 地域及び事業所における介護支援専門員を支援するための中核となる主任介護支援専門員を継続的に養成します。また、地域包括支援センター等の主任介護支援専門員が、市町をはじめ関係機関と連携を図りながら、現場の介護支援専門員の包括的・継続的ケアマネジメントを支援する体制の構築に努めます。 4 生活支援の担い手 - 市町は、生活支援の担い手として、地域住民や元気な高齢者を含めた住民主体の活動や、NPO、ボランティア、民間企業、社会福祉法人等の地域資源を発掘・育成するとともに、これらの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築します。 - 市町において行う地域の資源育成や多様なサービス提供体制の構築に対し、各種支援制度や先進事例の紹介を行うとともに、定期的な情報共有や連携強化を図るための機会を設けるなどの支援を行います。 - 生活支援サービスの提供体制の構築に向けて、資源開発やネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス活動のマッチング等を行う生活支援コーディネーターの養成を行います。 5 医療と介護の連携推進のための人材 - 在宅医療の連携を担う拠点等を中心として、医療及び介護の関係者が地域の現状、課題、解決法等を協議し、実践する機会を確保するとともに、連携の重要性の理解や資質向上を目的とした研修等を実施することにより、地域の医療と介護の連携を担う人材の育成と活用を推進します。 - 住民に最も身近な市町が、それぞれの地域の特性を十分に活かしながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組めるよう、市町において中心的役割を担うリーダーや実務担当者を養成します。
2 実施状況	1 介護職 - 介護職への就労を支援するため、福祉人材・研修センターにおいてキャリア支援専門員によるハローワーク等での出張相談やエリア別就職フェア、就職面談会を実施しました。 - ハローワークへの出張相談：相談件数 330 件（203 日） - エリア別就職フェア、就職面談会：来場者計 257 名、参加事業所計 187 箇所、採用数 49 名（7 回、県内各地） - 県内の介護職員の育成状況等を把握し、介護人材育成の方向性を示す「栃木県介護職員人材育成指針」を策定し、県内の介護施設・事業所に配布しました。 - 栃木県介護職員人材育成指針検討会：4 回開催（委員 8 名） - 作成部数：3,600 部（H27 実績分）

- ・ 中学及び高校において「介護のお仕事出前講座」を開催し、介護の仕事の魅力・やりがい等を伝えたほか、介護の仕事復帰講座、介護職スタート講座や職場体験事業を実施し、新たな人材及び潜在的有資格者等の就業を促進しました。
出前講座：中学校 13 校 1,063 名、高校 18 校 565 名 計 31 校 1,628 名
介護の仕事復帰講座：参加 17 名（3 回）
介護職スタート講座：参加 68 名（4 回）
職場体験事業：参加延べ人数 76 名、体験延べ日数 97 日、受入施設 56 ヶ所
- ・ 介護職員のキャリアアップを図るため、職能団体による出前研修を実施しました。
また、指導・育成にあたる先輩職員に対するマネジメント技術の向上につながる研修の実施や介護人材定着のための職場改善セミナー及び個別相談支援、アドバイザーの派遣を実施しました。
職能 3 団体（看護協会、社会福祉士会、介護福祉士会）による出前研修：149 回実施、3,308 名受講
エルダー・メンター技術向上研修：6 回実施、89 名受講
職場環境改善セミナー：9 回実施、128 名受講
個別相談支援：9 事業所で実施
アドバイザー派遣：8 事業所に派遣
- ・ 介護施設・事業所に入職した新人介護職員を対象に「介護職員合同入職式」を開催し、知事からの激励のメッセージを送るとともに先輩職員との交流の場をもつことにより、介護職員のモチベーションアップと定着率の向上を図りました。
介護職員合同入職式：参加 156 名
- ・ 登録研修機関における「喀痰吸引等研修」の実施により、認定特定行為業務従事者の養成を図りました。また、介護職員がたんの吸引や経管栄養等の医行為を適切に行うことができる体制整備のため、登録特定行為事業者の登録をしました。

2 医療職

- ・ 民間看護師等養成所の運営費補助及び指導等を行い、看護職員の安定的・計画的な養成、県内定着の促進を図りました。
- ・ 勤務環境改善に向けた施設整備、栃木県看護協会が実施するワークライフバランス推進サポート事業に要する経費を助成し、看護職員の定着・環境改善を図りました。また、届出制度による離職者の把握や就職斡旋、再就業研修等を行うことにより、潜在看護師の再就業等に支援しました。
- ・ 栃木県看護協会等と連携し研修等を実施し、看護職員の資質の向上を図りました。
- ・ 訪問看護推進協議会を開催し、訪問看護サービスの確保に向けた方策や訪問看護事業所の設置・運営に対する支援のあり方等について協議しました。
- ・ 訪問看護ステーション等に勤務する看護師の資質向上を図るため、在宅療養患者の看護や家族支援等に必要な専門的な知識・技術等の習得を目的とした研修会を開催しました。
- ・ 障害者、要介護高齢者の口腔機能の維持向上のため、医師、歯科医師、看護師などの医療従事者を対象とした摂食嚥下指導に関する研修会を開催しました。
- ・ 地域の医療介護関係機関相互の連携を充実・強化するため、各在宅医療推進支援センターにおいて圏域連絡会議や関係者向け研修会等を実施しました。
圏域連絡会議 : 7 回
関係者向け研修会 : 15 回

	3 介護支援専門員 - 平成 28 年の研修カリキュラム改正を踏まえ指定研修機関と連携し、研修課程に応じた横断的な研修となるよう、全ての研修内容や講義・演習方法、資料の見直しを行い研修を実施しました。 - 多職種が連携したケアマネジメントの促進を図るため、現任の介護支援専門員を対象に医療的知識や医療職との連携に関する研修会を実施しました。 介護支援専門員医療的知識習得研修：修了者 298 名 (3 地区) 4 生活支援の担い手 - 市町において行う地域の資源育成や多様なサービス提供体制の構築に対し、各種支援制度や先進事例の紹介や、定期的な情報共有や連携強化を図るための市町向けのセミナーを開催しました。 地域支え合い体制づくりセミナー 参加者：73 名 (1 日間) - 生活支援サービスの提供体制の構築を促進するため、資源開発やネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス活動のマッチング等を行う生活支援コーディネーターの養成を行いました。 生活支援コーディネーター養成研修：参加者 83 名 (2 日間) - 市町における協議体やコーディネーター業務が円滑に機能するため、アドバイザーを派遣し生活支援コーディネーターへの助言等を行うことで資質の向上を図りました。 アドバイザー派遣 1 町 (2 回) 5 医療と介護の連携推進のための人材 - 医療介護関係者が地域の在宅医療・介護連携に関する現状や課題を把握し、解決法等を協議する場や多職種連携のための研修会等を開催する在宅医療連携拠点の取組に対して助成を行いました。 在宅医療連携拠点整備数：4 郡市医師会 (6 市町) - 地域の医療介護関係機関相互の連携を充実・強化するため、各在宅医療推進支援センターにおいて圏域連絡会議や関係者向け研修会等を実施しました。 圏域連絡会議 計 7 回 関係者向け研修会 13 回 - 市町の在宅医療担当者を対象に、在宅医療・介護連携推進に関する研修会を開催し、県内市町の好事例紹介、情報交換等を行いました。 在宅医療市町担当者研修会：参加者 45 名
3 今後の取組方向	1 介護職 - 介護人材の確保・育成のため、介護関連団体、職能団体、養成施設、事業所代表労働関係団体、教育機関、行政等を構成員とした栃木県介護人材確保対策連絡調整会議を開催し、連携の強化を図り、各種事業の推進に努めます。 - 介護人材の参入促進を図るため、再就業支援や中高齢者等多様な人材の確保、介護職のイメージアップを実施します。 - 質の高い介護職員の育成を図るため、研修に係る代替職員の確保及び実務者研修貸付事業等を実施します。 - 長く働くことができる職場環境の整備を図るため、職場環境改善のための相談会や雇用管理改善に取り組む介護事業所の表彰事業を実施します。 - 介護事業所の人材育成等の「見える化」により、介護職を志す者の参入・定着

の促進を図るため、介護事業所の認証・評価制度を推進します。

- ・ 登録研修機関への指導・助言を実施し、喀痰吸引等研修の質の維持・向上に努めます。また、対象事業者に制度の周知を行い、登録特定行為事業者の登録を促進し、引き続き介護職員が、たんの吸引や経管栄養等の医行為を適切に行うことができる体制の整備に努めます。

2 医療職

- ・ 医療の高度化・専門化が進む中、安心して質の高い医療サービスを県内どこでも提供できるよう、安定的な看護職員の確保の在り方を検討するとともに、資質の向上を図ります。
- ・ 地域のニーズや特性等を踏まえた訪問看護事業の整備のあり方等について検討するとともに、訪問看護師の確保・育成・定着に向けた取組を推進します。
- ・ 在宅医療支援センターや在宅医療連携拠点等における連絡会議や研修等の取組を通じて、地域の在宅医療従事者の確保・育成を図ります。
- ・ 障害者、要介護高齢者の口腔機能の維持向上のため、医師、歯科医師、看護師などの医療従事者を対象とした摂食嚥下指導に関する研修会を開催します。

3 介護支援専門員

- ・ 介護支援専門員資格管理に必要な研修会参加者からのアンケートや修了評価等を確認しながら、各研修が横断的・効果的な内容となるように、指定研修機関と連携して、見直し、修正を図ります。
- ・ 現任の介護支援専門員に対して、医療的ケアを要する利用者のマネジメントに対して必要な医療的知識を習得する機会を継続して確保します。
- ・ 指定研修機関と連携のもと、地域包括ケアにおいて、多職種連携・地域ケアを推進する担い手となる主任介護支援専門員の養成及び現任の主任介護支援専門員の資質向上を図ります。

4 生活支援の担い手

- ・ 市町において行う地域の資源育成や多様なサービス提供体制の構築に対し、各種支援制度や先進事例の紹介や、定期的な情報共有や連携強化を図るためのセミナーを開催します。
- ・ 生活支援サービスの提供体制の構築に向けて、資源開発やネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス活動のマッチング等を行う生活支援コーディネーターの養成研修を引き続き実施します。

5 医療と介護の連携推進のための人材

- ・ 各圏域において医療・介護が連携した効果的なサービスが提供される体制が構築されるよう、在宅医療連携拠点における連絡会議や研修等の取組、在宅医療推進支援センター等の活動を通じ、市町の在宅医療介護連携推進に係る人材育成を支援します。

第7章 安全・安心な暮らしの確保	
1 施策の方向	1 相談体制の充実 ・ 地域包括支援センターの職員の資質向上のための研修を充実し、高齢者やその家族等からの、各種相談への対応能力の向上に努めます。 ・ 認知症の方やその家族に対して、認知症の知識や介護技術の面だけでなく、精神面も含めた支援ができる認知症介護の専門家や経験者等が対応する電話相談事業を実施します。 ・ また、若年性認知症の方やその家族を対象とした相談窓口を設置し、自立支援に関わる関係者ネットワークの調整を行うことにより、居場所づくりや就労・社会参加支援等を推進します。
	2 権利擁護事業の推進 ・ 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等を法律面や生活面で保護・支援する成年後見制度の周知を図るとともに、市町社会福祉協議会が実施する「法人後見事業」に対する支援を関係機関と連携して進めるなど、成年後見制度の利用を促進するための体制整備を進めます。 ・ 高齢者等が認知症の場合や身寄りのない場合等に、本人や家族に代わって市町長が成年後見開始の申立てを行う市町長申立を促進するとともに、制度利用に当たってその費用を負担することが困難な方に対して、申立費用や後見人等の報酬の助成を行う「成年後見制度利用支援事業」の周知を図ります。 ・ 判断能力が一定程度あっても十分でない高齢者等が地域で自立した生活を送れるよう、とちぎ権利擁護センター“あすてらす”が行う「日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用や金銭管理等の援助、預金通帳・印鑑等の預かり等）」の利用促進に努めます。
	3 高齢者虐待防止対策の推進 ・ 引き続き、広域健康福祉センターごとに「高齢者虐待防止に関する連絡会議」を開催し、管内市町における高齢者虐待防止ネットワークの構築を支援するとともに、処遇困難事例の検討等を実施します。 ・ 高齢者虐待防止啓発リーフレットの配布等により、幅広い啓発活動を実施します。 ・ 高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、引き続き、市町及び地域包括支援センターの職員を対象とした虐待対応力の向上を図るための研修等を実施します。 ・ 高齢者施設等の管理者をはじめ、介護・看護職員等に対し、高齢者虐待防止法の周知を図るとともに、身体拘束廃止のための研修等を実施します。また、高齢者施設等に対して、虐待防止委員会の運営状況を確認するなどの必要な指導を行います。
	4 日常生活の安全対策
	(1) 消費者被害対策 ・ 県消費生活センターは、消費者団体等と連携して消費者講座を開催し、寸劇やクイズを混じえて悪質商法の手口や対応方法等についての啓発を行うとともに、県、市町消費生活センターの役割や業務等を周知し、消費者被害の防止に努めます。

	・ 家族など高齢者の周囲の方にも、高齢者を狙った悪質商法の手口等について情報を提供して注意を呼びかけるとともに、市町等で構築されている高齢者見守りネットワーク等の構成員に、消費生活センターの役割や業務、消費者トラブルに巻き込まれた場合の徴候等について説明し、見守り活動による消費者被害防止を推進します。 ・ 悪質商法等の被害に遭ってしまった消費者に対しては、県や各市町消費生活センターが苦情相談に応じ、今後の対応方法等の助言を行うとともに、必要に応じで斡旋を行い、解決に向けた支援を行います。 ・ 国、市町、警察及び関係機関等と連携し、特に悪質な事業者については、厳しく指導し、被害の拡大・再発の防止に努めます。 (2) 交通安全対策 ・ 高齢者自身に加齢に伴う身体機能の変化を認識・理解してもらい、運転行動の改善を促すとともに、高齢者以外の県民にも、高齢者の行動特性を理解して交通ルールの遵守や正しい交通マナーが実践されるよう、「参加・体験・実践型」の交通安全教育等を実施します。また、夜間の交通事故防止に効果的な反射材用品についての理解・利用の促進を図ります。 ・ 自転車も「車両」の仲間であることを理解してもらうとともに、交通ルールを守った運転の徹底と利用時におけるヘルメット着用の普及促進を図ります。 ・ 高齢者保護意識の醸成を図るとともに高齢者自身の安全行動を促すため、高齢者交通安全県民総ぐるみ運動等を展開するほか、全ての運転者の安全意識を高めるため、高齢運転者標識の普及と標識を取り付けた自動車の保護について、広報啓発を推進します。 ・ 高齢者の交通事故を防止するため、市町や警察、関係機関・団体、老人クラブ等の高齢者団体等と連携し、県民一人ひとりに交通安全意識の浸透を図るための施策を推進します。 (3) 防災対策 ・ 避難支援者や避難経路、要配慮事項等を定めた個別支援計画の策定及び運用について、市町が円滑に取り組むことができるよう、地域の実情に応じた情報提供や必要な助言を行います。 ・ 市町における福祉避難所の必要数の確保に向けて、人員体制や設備の状況を踏まえつつ、老人福祉施設等を福祉避難所として指定できるよう支援します。 ・ 災害時の個別支援にも役立つ高齢者の見守りマップや見守りキット、GPS装置等の作成、配付など、市町が行う取組を支援します。 ・ 平成25年に締結した栃木県老人福祉施設協議会、栃木県老人保健施設協会及び栃木県認知症高齢者グループホーム協会との災害時基本協定に基づき、被災高齢者等の一時受入れや、被災施設への生活必需品等の供給・介護職員等の派遣などについて、応援・協力体制を構築します。
2 実施状況	1 相談体制の充実 ・ 職員の能力及び技術の向上、並びに関係機関との連携強化を図るため、認知症支援や地域ケア会議の展開手法等について、地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施しました。 初任者研修：41名参加（1回、2日間） 現任者研修：70名参加（2回、各2日間）

- ・ 認知症の方やその家族に対して、認知症の知識や介護技術及び精神面の支援も含めた認知症電話相談事業を実施しました。

電話相談件数(来所相談含む)：239 件

- ・ 若年性認知症の方やその家族からの相談に応じて関係機関と連携して支援を行う支援コーディネーターを配置することにより、居場所づくりや就労・社会参加支援等を推進するよう体制を進めています。

2 権利擁護事業の推進

- ・ 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会に設置された「とちぎ成年後見支援センター」が実施する、成年後見制度普及啓発事業等に対する支援を行いました。

〔とちぎ成年後見支援センターの主な事業〕

- ・ 成年後見制度の理解促進・普及啓発を図るため、一般県民、行政職員、関係機関職員等を対象に、成年後見制度普及啓発セミナーを開催しました。

セミナー：120 名参加（年 1 回）

- ・ 法人後見事業実施社協の体制強化を図るため、法人後見業務をサポートする法人後見支援員の養成研修、フォローアップ研修を開催しました。

養成研修：延べ 136 名参加（延べ 9 日間）

フォローアップ研修：25 名参加（1 日間）

- ・ 成年後見制度への基本的な理解と市町村長申立の手順、留意事項等の習得を図るため、市町職員を対象に、市町村長申立に係る研修会を開催しました。

研修会：65 名参加（年 1 回）

- ・ 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会に設置された「とちぎ権利擁護センター(通称「あすてらす」)」が実施する日常生活自立支援事業に対する支援を行いました。

〔とちぎ権利擁護センターの主な事業〕

- ・ 支援者として必要な知識と援助技術の習得を図るため、利用者への支援に携わっている生活支援員及び専門員を対象に、生活支援員研修会を開催しました。

研修会：延べ 175 名参加（延べ 3 日間）

- ・ 市町社協新任職員研修等、各種研修会において、事業内容等について周知を図るため、講師として説明を実施しました。

3 高齢者虐待防止対策の推進

- ・ 高齢者虐待防止啓発リーフレットを配布することにより、広く県民に啓発活動を行いました。

リーフレット配布：2,500 部

- ・ 市町及び地域包括支援センターの職員を対象とした高齢者虐待対応力向上研修を（一社）栃木県社会福祉士会と共催により実施しました。

高齢者虐待対応初級研修：36 名参加

高齢者虐待対応フォローアップ研修：45 名参加

- ・ 身体拘束廃止のため、「権利擁護推進員養成研修」等の研修を開催しました。また、高齢者施設等に対して、虐待防止委員会の運営状況を確認するとともに、施設等の管理者や職員に対し、高齢者虐待防止法の周知を図りました。

4 日常生活の安全対策

(1) 消費者被害対策

- ・ 県内の消費生活センターで受けた相談件数は15,695件（苦情13,939件、問合わせ1,756件）。苦情相談のうち契約当事者が60歳以上の割合は35.3%でした。
- ・ 高齢者の消費者被害防止のため、消費者団体等と連携して県内各地で出前講座等を実施しました。また、高齢者本人向けの啓発資料を3万5千部作成し、出前講座等を通じ配布しました。

出前講座（高齢者を含む一般県民対象）：208回（9,739名参加）

啓発劇（高齢者対象）：1回（429名参加）

啓発イベント（高齢者対象）：3回（460名参加）

- ・ 各種マスメディアを活用し、高齢者の消費者被害についての対処方法等に関する周知を図りました。

新聞広告2回、テレビCM45回、ラジオ番組1回、ラジオCM180回

- ・ 各市町における消費生活センターと高齢者見守りネットワークとの連携のため、高齢者の消費者被害防止のためのパンフレットを1万8千部作成し、地域で見守り活動を行う方々や日頃から高齢者と接する機会の多い事業者等へ配布しました。

- ・ 見守りのポイント等についての出前講座を行いました。

出前講座（高齢者を見守る方対象）：16回（952名参加）

※ 一部再掲

(2) 交通安全対策

- ・ 「参加・体験・実践型」交通安全教室として、
ドライブレコーダーを活用した交通安全教室：8回（307名参加）
自転車シミュレーターを活用した交通安全教室：5回（178名参加）
しあわせ高齢ドライバースクール：12回（85名参加）
（ツインリンクもてぎにおける高齢運転者研修会）

などを推進するほか、主に学生を対象としたスケアードストレイト方式の交通安全教室にも高齢者の積極参加を推進しました。

- ・ 自転車の安全利用を図るため、警察等の関係機関・団体と連携し、「高齢者交通安全自転車大会」を開催したほか、自転車用ヘルメット230個を市町に配布し、高齢者等のヘルメット着用促進を図りました。

また、運転免許を自主返納した高齢者を対象に、自転車用ヘルメット260個を無償で交付する事業を実施し、高齢者の交通事故防止対策を推進しました。

さらに、各市町が取り組んでいる運転免許自主返納等への支援事業を一元的に県ホームページに掲載し、一層の周知を図りました。

- ・ 市町や警察等の関係機関・団体と連携し、各季の交通安全県民総ぐるみ運動を実施したほか、テレビ、ラジオ等あらゆる媒体を通じて「子どもや高齢者に優しい3S運動」等県民運動の広報啓発を推進しました。

(3) 防災対策

- ・ 個別支援の取組の実効性を高めるため、市町担当者会議等において、避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の早期の策定を要請しました。

- ・ 市町職員や市町社会福祉協議会職員を対象とした研修会を開催し、個別支援の先行事例の把握や意見交換を行いました。

避難行動要支援者個別支援に関する研修会：50名程度参加（1回）

	福祉避難所の指定促進等のため、市町村地域福祉主管課長会議において、福祉避難所の必要数の確保や適切な管理・運営及び周知について要請するとともに、県と栃木県老人福祉施設協議会で締結した「災害時における老人施設の応援、協力等に関する基本協定書」に基づき、同協議会に対し、指定に協力可能な老人福祉施設の意向調査を要請し、協力可能な施設の情報を関係市町に提供の上、施設と市町間の協議を働きかけました。 市町村地域福祉主管課長会議：50名程度参加（1回）
3 今後の取組方向	1 相談体制の充実 - 地域包括支援センター職員を対象とした新任者研修及び現任者研修に加えて、医療的知識向上研修や医師との意見交換会を実施します。 - 認知症の方やその家族に対して、認知症の知識や介護技術の面だけでなく、精神面も含めた支援ができる認知症介護の専門家や経験者等が対応する電話相談事業を実施します。 また、若年性認知症の方やその家族へ総合的な支援を行うため、支援コーディネーターを配置し電話相談や出張支援を行い、合わせて、関係機関等とネットワークを構築し連携して支援することで、居場所づくりや就労・社会参加支援等を推進します。 2 権利擁護事業の推進 「とちぎ成年後見支援センター」と連携し、引き続き成年後見制度の普及・啓発や相談体制の充実を図るとともに、研修会の支援等を通じ、市町が行う市町村長申立に関する取組、市町社会福祉協議会が実施する法人後見事業等を促進します。 - 判断能力が十分に発揮できない人が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理や書類の保管など、「とちぎ権利擁護センター（通称：あすてらす）」が実施する、日常生活自立支援事業を継続して支援します。 3 高齢者虐待防止対策の推進 - 引き続き、市町及び地域包括支援センターの職員の高齢者虐待対応力向上に資するための研修を実施します。 - 高齢者虐待の未然防止や早期発見のため、広く県民に対して普及啓発活動を行います。 - 引き続き、高齢者施設等の職員に対し、高齢者虐待防止法の周知を図るとともに、研修等を実施します。 4 日常生活の安全対策 (1) 消費者被害対策 - 高齢者に対し、消費者団体等と連携した出前講座等を開催し消費者被害防止の啓発を行うとともに、マスメディアを活用して広報・周知します。 - 市町等で構築されている高齢者見守りネットワーク等の構成員を含む高齢者の周囲の方々に、見守り活動による消費者被害防止の啓発を推進します。 - 県民がより身近な市町の消費生活センターで安心して相談が受けられ、被害の救済につながるよう、市町の相談体制の強化のための支援を行います。

- ・ 国、市町、警察及び関係機関等と連携し、特に悪質な事業者については、関係法令に基づき指導等を行い、被害の拡大・再発の防止に努めます。

(2) 交通安全対策

- ・ 高齢者の交通事故を防止するため、市町や警察等の関係機関・団体と連携し、高齢者を対象とした「参加・体験・実践型」交通安全教育等を通じて高齢者自身の交通安全意識高揚を図ります。また、各季の交通安全県民総ぐるみ運動や「子どもや高齢者に優しい3S運動」等の県民運動、テレビ、ラジオ等あらゆる広報媒体を通じ、県民一人ひとりに交通安全意識の浸透を図ります。
- ・ 運転に不安のある高齢者への運手免許証の自主返納に関する啓発と機運の醸成に努め、関係機関と連携しながら、返納しやすい環境づくりを推進します。

(3) 防災対策

- ・ 市町担当者会議並びに市町や市町社会福祉協議会職員を対象とした避難行動要支援者個別支援に関する研修会等において、避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の早期の策定を要請します。
- ・ 市町における福祉避難所の指定の促進並びに指定した福祉避難所の適切な管理・運営体制の確保を図るため、上記の会議や研修会等において、内閣府が策定した「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」や先行事例等について周知を行います。

第8章 県民の理解・協力の促進	
1 施策の方向	1 県民の理解・協力の促進 ・ 県民は、介護を要する状態にならないよう、また、要介護状態となってもそれ以上悪化させないために、健康づくりや検診の受診が重要であることを理解するとともに、自らその予防に取り組む必要があります。 ・ 社会保障制度を持続させ、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことを目的とする地域包括ケアシステムを構築していくためには、行政や関係機関、介護事業者等が提供するサービスを受ける側の県民にも、それらを「上手に適切に利用する」ための知識と心構えが必要です。 ・ これからの社会においては、高齢者には、サービスの利用者であると同時に、地域の見守りや支え合い活動などのサービスの提供者としての役割、更には、老人クラブやボランティア活動等に参加し、共に地域を支える者としての役割を担うことが求められます。 ・ 県・市町は、地域包括ケアシステムの構築の必要性を周知するとともに、システムを構成する医療・介護・介護予防・住まい・日常生活支援、その他の高齢者福祉の制度等について、高齢者やその家族を始めとする県民の正しい理解と適切な活用を促進します。 ・ 県・市町は、高齢者が自ら取り組む健康づくりや介護予防の普及に努めるとともに、地域における支え合い活動、ボランティア活動等への参加による自らの介護予防等の効果について理解を促進します。 2 事業者・関係団体等の理解・協力の促進 ・ 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らしていくには、住みやすい環境をつくる必要があります。そのためには、高齢者自らの努力や支え合い、行政、医療機関、介護事業者等による公的サービスの充実と併せて、その他の民間企業・非営利法人等の事業者、関係団体等の重層的な協力が欠かせません。 ・ 介護保険制度は、社会福祉法人や医療法人ほか民間事業者等の参入を前提としたものですが、こうした法人・事業者等が提供する介護サービスに加え、新しい地域支援事業では、NPO、ボランティア団体、その他の事業者等の多様な主体による多様な生活支援・福祉サービスの提供が期待されているところです。 また、こうした介護や福祉、生活支援を目的としたサービス以外にも、事業者等が一般的な事業活動の範囲で、地域の高齢者に対して貢献できることは数多くあります。 ・ 様々な事業者が、事業活動をする中で、高齢者や障害者に配慮したバリアフリー構造の事業所の整備、乗り降りしやすい車両の導入等を行うことにより、高齢者が暮らしやすい生活環境づくりにもつながります。 ・ 高齢化の進展とともに、高齢者の雇用機会も増えていきますが、高齢者その他の職員等が共に働きやすい職場づくりにより、効果的・効率的な事業活動が期待できます。また、高齢者は、職を得ることによって、生活を支える収入と併せて、生きがいを得ることにもつながります。 ・ 事業者等は、通常の事業活動の中で高齢者に接する機会が多いことから、市町等における高齢者見守りネットワークに参加・協力をしています。日常の高齢者への声かけや変化への気づきも、高齢者の孤独感の防止や認知症・虐待の早期発見に役立ちます。

	また、業界団体等でこうした取組を広めていくことにより、その効果はさらに大きなものとなると期待できます。 ・ 県や市町は、超高齢者社会における事業者等の社会的役割について周知し、行政、関係機関、地域住民や事業者・関係団体等が連携・協力する地域包括ケアシステムの構築について、普及・啓発を進めていきます。
2 実施状況	1 県民の理解・協力の促進 ・ 要介護状態になることを防ぐため、介護の日などでのパンフレット配布や県ホームページ、県政出前講座により、介護予防の重要性や県民自らが行う介護予防の取組について周知を行いました。 ・ 高齢者の社会参加を促進するため、「とちぎ生涯現役シニア応援センター」において、社会参加活動に関する相談や情報提供等を行いました。また、関係機関・団体等で構成する「栃木県生涯現役応援会議」や「生涯現役応援フォーラム」を開催するとともに、各市町と連携を図りながら地域に密着した活動を行う「シニアサポーター」を養成・委嘱しました。 - とちぎ生涯現役シニア応援センター：利用者 967 名 - 栃木県生涯現役応援会議：1 回 - 生涯現役応援フォーラム：1 回 - 栃木県シニアサポーター委嘱数：28 名 ・ 地域包括ケアシステム構築の必要性や高齢者福祉の現状・制度等に関する県民の理解・協力を促進するため、介護事業者や自治会による県民を対象とした講演会及び学習会の開催に対して助成を行いました。 - 講演会等：6 団体 ・ 栃木県老人クラブ連合会や市町を通じ、個々の老人クラブが実施する加入促進や地域支え合い、健康づくりなどの各種活動に要する経費を助成しました。 - 老人クラブ：クラブ数 1,661、会員 68,486 名 2 事業者・関係団体等の理解・協力の促進 ・ 地域支援事業における多様な主体による多様なサービスの提供を促進するため、市町職員及び地域包括支援センター職員を対象としたセミナー等において、先進事例等の情報提供を行いました。 ・ 栃木労働局が開催する高年齢者就労促進連絡会議（年 2 回）において、関係機関に対して、高年齢者の雇用問題について、理解と協力を呼びかけました。 ・ 栃木県孤立死防止見守り事業に関する様々な情報を関係機関同士で共有しあい、県内市町の担当者と見守り協定事業者間における顔の見える体制を構築し、円滑な事業の実施を図るため、連絡協議会を開催しました。 - 参加者：33 名（協定締結機関 11 名、市町 18 名、県 4 名） ・ 民間事業者と見守り活動に関する協定を締結しました。 - 日本生命保険相互会社宇都宮支社 (H28. 6. 8) - あいおいニッセイ同和損害保険(株) 栃木支店 (H28. 8. 8) - 損害保険ジャパン日本興亜(株) 栃木支店 (H28. 10. 31)

3 今後の取組 方向	1 県民の理解・協力の促進 ・ とちぎ生涯現役シニア応援センターにおいて、社会貢献活動から就労まで、多岐にわたる高齢者の社会参加ニーズにワンストップで対応し、相談や情報提供等を行うとともに、「栃木県生涯現役応援会議」、「生涯現役応援フォーラム」の開催や「栃木県シニアサポーター」の活用等によりにより全県を挙げて高齢者の社会参加を推進します。 ・ 県民は、健康づくりや検診の受診が重要であることを理解し、介護を要する状態にならないよう、また、要介護状態となってもそれ以上悪化させないために、自らその予防に取り組む必要があります。 ・ 県・市町は、高齢者が地域の見守りや支え合い活動などのサービスの提供者としての役割や、老人クラブやボランティア活動等に参加し、共に地域を支える者としての役割を担うことについて、理解を促進します。 ・ 県・市町は、地域包括ケアシステムの構築の必要性を周知するとともに、高齢者福祉の制度等について、県民の正しい理解と適切な活用を促進します。 2 事業者・関係団体等の理解・協力の促進 ・ 高齢者和其他の職員等が共に働きやすい職場づくりにより、効果的・効率的な事業活動が期待でき、また、高齢者は、職を得ることにより収入と生きがいを得ることにつながります。 ・ 事業者等による日常の高齢者への声かけや変化への気づきは、高齢者の孤独感の防止や認知症・虐待の早期発見に役立ち、業界団体等でこうした取組を広めていくことにより、その効果はさらに大きなものとなると期待できます。 ・ 県や市町は、超高齢社会における事業者等の社会的役割について周知し、行政、関係機関、地域住民や事業者・関係団体等が連携・協力する地域包括ケアシステムの構築について、普及・啓発を進めていきます。
-----------------------	--